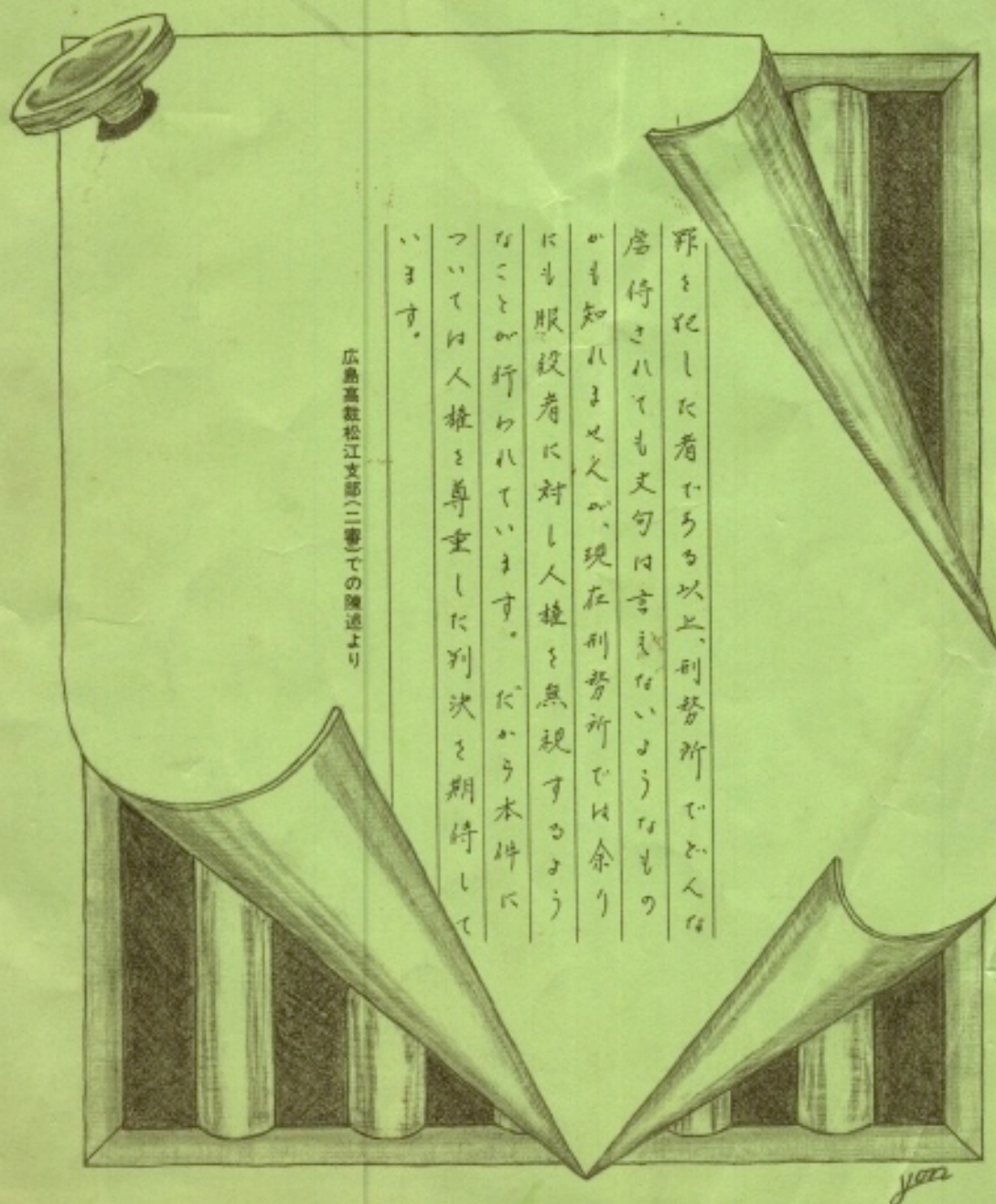


監獄の中の監獄

甲藤さん厳正独居処分訴訟報告書



罪を犯した者でうち以上、刑務所で働く
虐待されても文句は言えないようなもの
かも知れませんが、現在刑務所では余り
にも服役者に対し人権を無視するよう
なことが行われています。だから本件に
ついては人権を尊重した判決を期待して
います。

広島高松松江支部（二審）での陳述より

2002

目 次

・ はじめに.....	1
・ 甲藤さんの手紙より.....	2
・ 厳正独居とは	
Q 1 厳正独居とはどういうものですか？.....	3
Q 2 厳正独居処分に付されている人は全国の利務所にどれくらい いるのですか？.....	5
Q 3 厳正独居処分に付されると、どのような不利益がありますか？.....	5
Q 4 厳正独居処分についての裁判は他にどんなものがありますか？.....	7
Q 5 甲藤さんの事件の経過は？.....	8
Q 6 一審判決の内容はどういうものですか？.....	10
Q 7 二審判決の内容はどんなものですか？.....	11
Q 8 厳正独居処分にはどんな法律的問題点があるのですか？.....	12
Q 9 このような制限は海外にもあるのですか？.....	16
Q10 長期にわたる厳正独居拘禁は、国連などの定める国際人権基準からは、 どのように評価されるものでしょうか？.....	19
・ 資料	
1. 訴状.....	21
2. 証言（1984年5月10日口頭弁論より）.....	23
3. 海外アンケート質問と回答.....	26
4. デイリーヨミウリ（1985年4月7日）.....	36
5. 「厳正独居」処遇をめぐって （1985年11月9日土曜協議会報告）.....	41

はじめに

このパンフレットは甲藤明德さんの厳正独居訴訟をもとに、厳正独居処分について考えるために作りました。この裁判が一審勝訴のあと、二審訴訟終了の段階で私たちが上告審の弁護を引き受けました。ところが1989年11月13日最高裁第一小法廷は、わずか7行の全く中身の無い判決で、甲藤さんの訴えを退けました。

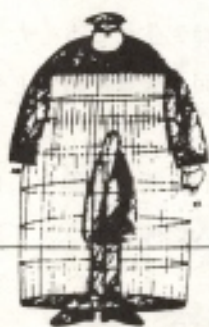
しかし、この裁判で問われた、厳正独居に象徴される日本の監獄体制は何ら変わっていません。甲藤さんの投じた一石は、裁判所によっては退けられましたが、この闘いを無駄にすることなく、その事実経過、今後の監獄法の改正や規律偏重の監獄体制の変革のための討論の素材とすることができればと考えて、このパンフレットを作りました。

甲藤厳正独居訴訟弁護団

大谷 恭子

海渡 雄一

東澤 靖



甲藤さんの手紙より

前略

お手紙拝読いたしました。

先生の誠意あふれる御配慮に感動と感謝の気持ちでいっぱいです。パンフレットの件、無論私には異存はありません。それどころか、ぜひとも宜しくお願い申し上げます。

(中略)

ところで、「厳正独居拘禁」についてですが、これの一番の問題点は、これが本来の目的に用いられているのではなく、現在ではたとえば、「刑務所の違法行為や不正などを告発したり訴える受刑者に対して、その報復や圧力等に悪用」されている点であると思います。

いずれにしても、この恐ろしいほど人間性を無視した「厳正独居拘禁」なる処遇は一日も早く廃止されなければなりません。しかし、私自身が長年この処遇を受け、そして裁判を通じてつくづく痛感したのは、日本の刑務所の実態をもっともっと社会の人々に知ってもらわない限り、これらの処遇を廃止させることは難しい——ということです。それは、これほどまでに非人間的な処遇がまさか本当に行われているのだとは誰も信じないし、これが「事実」なのだと思えば訴えるほど、逆に裁判官ですら疑うような現状では、公正な判決が出ようはずはありません。まして、刑務所が自主的に良心的な処遇を行なうようになることなどは絶対に有り得ないことです。

私は一審の裁判では「勝訴」の判決を得ました。しかしこれも、第一審の弁護を引き受けて下さった鳥取弁護士会の松本光寿先生がこうした実情を痛感されて、山陰中央新聞などに刑務所の実態と裁判のことを三回も大きく報道してもらった結果の「勝訴」ではなかったかと思っております。

そのため、そうした意味からも、刑務所の実態を公に知ってもらうことは、今後のこうした裁判上は勿論のこと、収容者の人権擁護のうえで重要なことであり、このパンフレットには大きな意義があると思います。

一九八九年九月二〇日

甲藤明德

海渡弁護士様

厳正独居とは

Q.1 厳正独居処分とはどういうものですか？

他の受刑者と24時間隔離

厳正独居とは、監獄法施行規則47条に定める「戒護のため必要ある者の独居拘禁」のことです。集団処遇に適しない、所内の規律秩序を乱すおそれがあるなどの理由で、他の受刑者との接触を断って隔離することを内容としています。

現実に規律侵害行為があった場合に適用される懲罰や保護房拘禁とは異なり、予防的な規律維持手段として利用されます。

懲罰は2カ月以内(監獄法60条)、保護房拘禁は監獄法に定めがないが原則として7日を超えてはならないけれども、必要があるときは3日毎に更新することができると通達で定められています。

これに対して、厳正独居は原則6カ月とし、特に継続の必要のある場合には3カ月毎に更新できるとしています(監獄法施行規則27条1項)。このため、厳正独居処分の期間は長期に及ぶことが珍しくなく、5年、10年に及ぶ例も見受けられます。

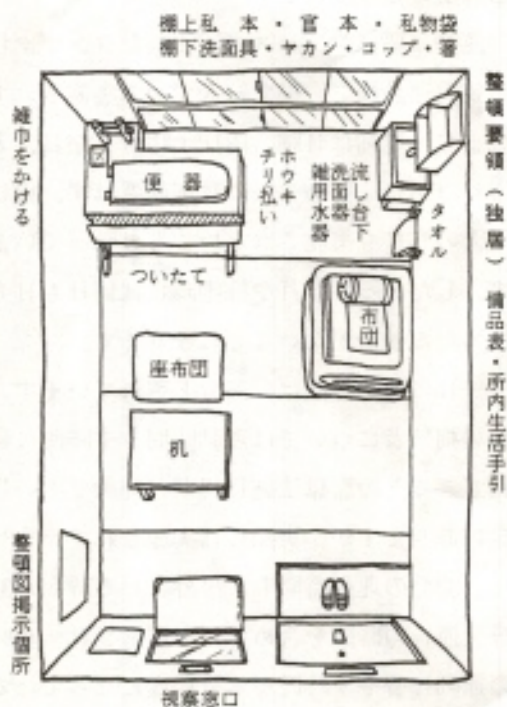
厳正独居中の処遇の内容は次のようなものです。

(1) 工場には出役させず、作業は独居房の中で行われます。

作業時間中は安座姿勢が強制され、部屋の壁にもたれかかること、椅子を使用することは許されません。

作業の中身は、袋張り、紙袋作りなどの単純作業ですが、作業ノルマが課せられます。

起床時限中は、用便の場合などごく例外的な場合を除いて、同一場所(白線テープで指



- 敷布団は3ツ折、掛布団・毛布・敷布を4ツ折枕の順に重ね、整頓すること。
- 整頓図は、視察窓側に掲示すること。

示)において、同一方向に同一姿勢をとることが命じられます。首の横曲げをすることすら禁止されているのが実態です。

(2) 作業の終了したあとの日課外であっても、壁への寄りかかり、脚の屈伸、たて膝などはごく一時的なものでも許されません。

房内での体操は1日15分間程度の決められた時間の外は禁止されています。

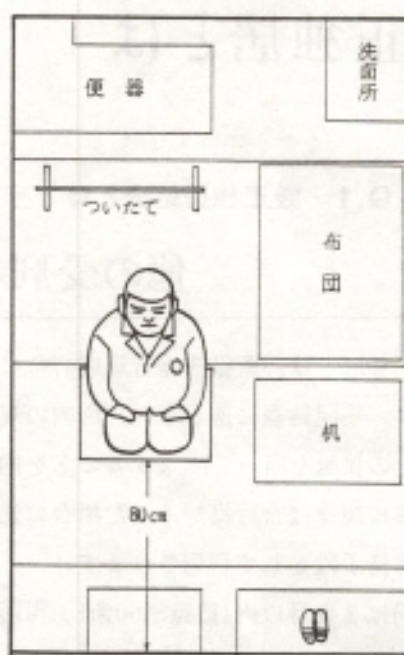
(3) 昼夜とも他の受刑者とは厳格に隔離され、他の受刑者との交流、会話等は一切許されません。所内の集団運動、映画会、演芸等のレクリエーションには全く参加できません。

(4) 運動、入浴も一人だけで行います。受刑者が独居房外に出られる時間は、運動、入浴と面会のときだけです。

運動は扇形フェンスで囲まれたタンザク状の狭い運動場で、必ず一人ずつで実施されています。運動は日曜、閉庁土曜日、祭日、入浴日(週に2回ある)には実施されず、更に雨天の日にも実施されないことになっています。したがって正月や梅雨時には何日も日光に当たる機会がないことになります。

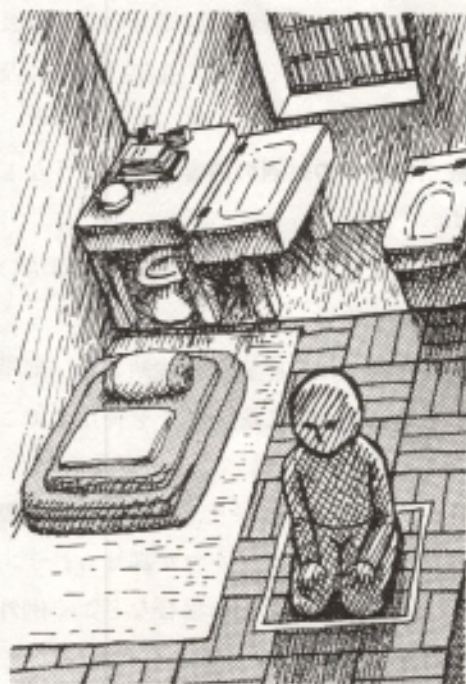
一日の運動時間は、30分とされています。独居拘禁者については運動時間を1時間に延長できるとの監獄法施行規則106条2項の規定がありますが、実際には実施されていません。30分の運動時間も、房外にいる時間が30分(連行の時間を含めて)と理解され、正味の運動に費やす時間が半分程度になっている例もみられます。

入浴についても、他の受刑者が使用する広い入浴場ではなく、一人用の浴室(狭く、不



点検時の位置(独居)

1. 点検の位置は、居室入口に直面し出入口から約80cmの位置とすること。
2. 開房点検時は(1)・閉房点検時は呼号番号と氏名を呼称すること。
3. 点検時、机は扉側に置くこと。



潔なことが多い)で入浴を行います。

(5) 結局、厳正独居の対象とされた受刑者は、他の受刑者との交流、会話等の社会関係を完全に断たれており、担当の看守と言葉をかわすこと、面会者(家族以外の面会は原則として認められない)と面会で話すこと以外に、他の人間とのコミュニケーションの場はないということになります。

Q.2 厳正独居処分に付されている人は全国の刑務所にどれくらいいるのですか？

約2,000人が厳正独居？

この質問に正確に答えるのは困難です。全国で刑務所に収容されている受刑者は46,107人(1985年)ですが、そのうちのどれくらいの数の受刑者が厳正独居処分に付されているのかを示した統計資料は公表されていません。日本社会党政策審議会の文書での質問に対して、法務省矯正局保安課が1985年11月行った回答によると、その当時昼夜間独居拘禁にされていた人は、府中刑務所 167人(1,944人中)、秋田刑務所 39人、山口刑務所 6人、とされています。

府中刑務所は犯罪傾向の進んだとされるB級受刑者を収容する施設であり、収容人員の約9%が厳正独居とされていることが注目されます。

B級受刑者は受刑者全体の54%程度を占めています。B級以外の受刑者にも、数は少なくとも厳正独居とされていることがあることから、全受刑者の5%程度(約2,000人)の人が厳正独居処分を受けているのではないかと推測されます。

Q.3 厳正独居処分に付されると、どのような不利益がありますか？

避けられない腰痛と精神的苦痛

(1) 肉体的苦痛

まず、厳正独居処分は、肉体的に非常に苛酷なものであるということが指摘できます。非常に狭い空間に閉じこめられ、十分な運動ができないことと、前述した苛酷な行動制限があいまって、全身的な筋力の低下は避けられません。長期の厳正独居拘禁を受けている人は、ほぼ例外なく腰痛症を訴えています。しかも、府中刑務所の場合、医師が腰痛症と認めている受刑者に対しても、腰痛治療のための房内体操を許可していません。

法務省矯正局は、1985年11月の「厳正独居処遇の問題」をテーマとした市民と政府の土曜協議会において、房内の行動制限について、これに反した場合注意はするが、ただちに

懲罰とはしていないと述べています。しかし、看守の注意に従わなければ「抗命」として懲罰にされているのが実態です。厳正独居処分は自由刑の範囲を超える体刑だといわなければなりません。

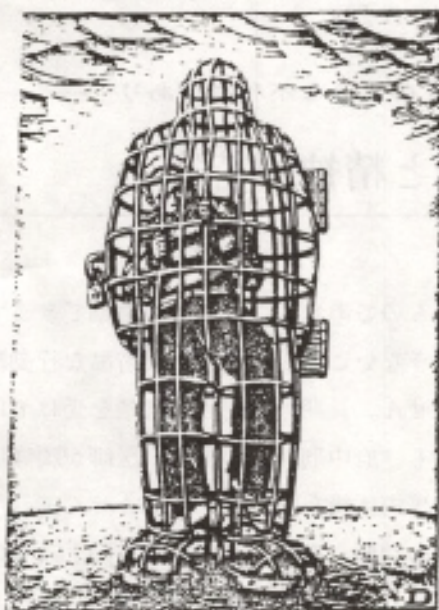
(2) 精神障害の原因にも

次に厳正独居処分は他の受刑者との精神的交流が完全に断たれる点が重大な問題点です。厳正独居処分が多大の精神的苦痛を与えるものであることは多くの論者の指摘するところ です。たとえば、

「昼夜を通じての厳正独居は、他の受刑者からの悪影響を避けて受刑者に自省の機会を与えうる反面、長期間に及ぶときは受刑者を心身ともに疲弊させ、却って改善に有害であることは、ペンシルヴェニア制以来周知のところである。」(大塚仁=平松義郎編『行刑の現代的視点』 292頁)

「事実、独居拘禁に付せられた者は、三月もたつと精神的に変調を来し、生活態度の不自然さとなって現れるのが通常である。さらに突発的な興奮を起こしたり、拘禁性精神病の起こることもある。拘禁性精神病の代表的なものとして、いわゆる刑務所爆発や鉄条網病が挙げられる。前者は平静でいた者が突然発作を起こし、躁狂性にまで高まるが、二・三時間で消滅する興奮状態を示す。後者は、かのナチス・ドイツの強制収容所などで見られた現象で、閉じこめられた者の環境の単調さから生じ、相互不信・極度の短気、そして時には暴行・暴動等の形をとって現われるこ

とがあるといわれている」(『ポケット
注釈全書8 改訂監獄法』 130頁)



等と指摘されているとおりです。

このように厳正独居処分は、現代行刑の基本理念とされる受刑者の人間性の尊重や社会復帰と真向から対立し、逆に受刑者から社会性を奪い、社会復帰を不可能としてしまうのです。拘禁性精神病の中には、釈放されても治癒しないものもあり、取りかえしのつかない精神障害を与える場合がある点は重大です。

(3) 累進処遇上の不利益

第3に、厳正独居処分と其の下で施行される雑作業中は、通常の累進処遇上の進級が非常に困難となってしまいます。その結果、面

会の回数、信書の発受数、自弁できる物品の範囲、仮釈放の時期など拘禁生活上の全般にわたって重大な不利益をこうむることとなるのです。



Q.4 厳正独居処分についての裁判は他にどんなものがありますか？

他に一審勝訴の例も

現在、全国の裁判所で争われている厳正独居処分についての訴訟は知りえた範囲で他に4件あります。1件は徳島刑務所で6年半に及ぶ独居拘禁等を争った事件で、1986年(昭和61年)7月6日徳島地方裁判所判決(判例時報1224号110頁)は、先の鳥取地裁判決とはほぼ同旨の立場に立って原告勝訴の判決を下しています。しかし、被告国側が控訴し、1988年(昭和63年)9月29日、高松高裁は一審判決を破棄、原告側逆転敗訴の判決を下した(判例時報1295号71頁)。現在、原告側上告中です。

1986年(昭和61年)4月には、新潟刑務所で1984年(昭和59年)6月の4名連続不審死事件を外部に通報したK氏が、それ以来、厳正独居とされている問題について、東京地方裁判所に訴訟が提起され、審理中です。(K氏は1987年12月出所)

1987年(昭和62年)12月4日、旭川刑務所に現在服役中の無期懲役囚I氏が5年間の長期に及ぶ独居拘禁は憲法18条、36条に反するとして、国家賠償請求訴訟を提起し、旭川地方裁判所で審理中です。I氏は今も厳正独居拘禁に付されています。

1985年(昭和60年)12月に前橋刑務所で受刑中のM氏が獄死、これを問題にしたW氏に対して1年間に4度の懲罰と2度の厳正独居処分などのいやがらせが行われ、このうち後半の懲罰2件と厳正独居処分について1987年(昭和62年)8月に国家賠償請求訴訟を提起、現在東京地方裁判所で審理中です。(W氏は1987年3月に出所)

— Q.5 甲藤さんの事件の経過を教えてください。 —

10事件におよぶ国賠提訴

1. 厳正独居にいたるまで

甲藤さんは、高知地方裁判所で懲役刑に処せられ、最初は高松刑務所に収監されていましたが、1976年10月13日に問題となった鳥取刑務所に移監されました。

移監後甲藤さんは、当初は、昼は工場に出て夜間だけ独居という処遇でしたが他の受刑者とのけんかを理由に2度の処罰を受け、翌77年2月23日から厳正独居に処せられるようになりました。鳥取刑務所が後に裁判で主張した厳正独居処遇の理由は、他の受刑者の教化上悪影響を及ぼす、他の受刑者から本人を保護する必要があるといったものでした。しかし、そのような処遇を本人が望むはずもなく、刑務所の狙いはひたすら甲藤さんを他の受刑者から隔離することでした。

2. 厳正独居のくりかえし

甲藤さんの厳正独居は、6カ月の期間を経て解除されるどころかその後も続けられました。まず、1977年8月23日に第1回目の更新があり、8回の更新を経て、1979年8月13日治療のために八王子医療刑務所に移送されるまで、厳正独居が続けられました。そして同年9月13日に鳥取刑務所に戻るや直ちに厳正独居が開始され、実に11回の更新を経て、刑期の満了する1982年3月31日まで、厳正独居が続けられました。

結局、甲藤さんは、鳥取刑務所に収監された期間の通算1996日（約5年6カ月）のうち1883日（約5年）もの間、継続して厳正独居の生活を強いられました。

3. 厳正独居の状況

甲藤さんは、厳正独居の間、終日同一場所で同一方向を向いていることを強制され、食事・用便等のほかは無断で立つことを許されませんでした。また、運動時間も月・水・木曜日に40分、土曜日に20分と極めて限られたもので、その運動時間でさえも他人との会話や交流が絶縁された状態が続けられました。その結果、甲藤さんは、足腰が萎え、視力が低下し、拘禁障害ともいえる不安定な精神状況に陥しめられました。

4. 国家賠償訴訟の提起

このような追いつめられた状況の中で、甲藤さんは、1979年5月30日から10次にわたって、鳥取地方裁判所に国家賠償を求める訴訟を提起しました。その裁判は、次のようなものです。

(1) 第1事件—病気の際の治療薬不投与

不当な移監

精神的・肉体的苦痛を与え

る処遇

請願の手段の剝奪

刑務所長の職務怠慢

- (2) 第2事件—刑務所の報復的措置
- (3) 第3事件—懲戒処分の濫用
- (4) 第4事件—民事裁判の出廷不許可
- (5) 第5事件—進級除外措置
- (6) 第6事件—所長の面接拒否
- (7) 第7事件—民事裁判の出廷不許可
- (8) 第8事件—厳正独居拘禁の継続
- (9) 第9事件—管理部長の暴言
- (10) 第10事件—違法な懲戒処分

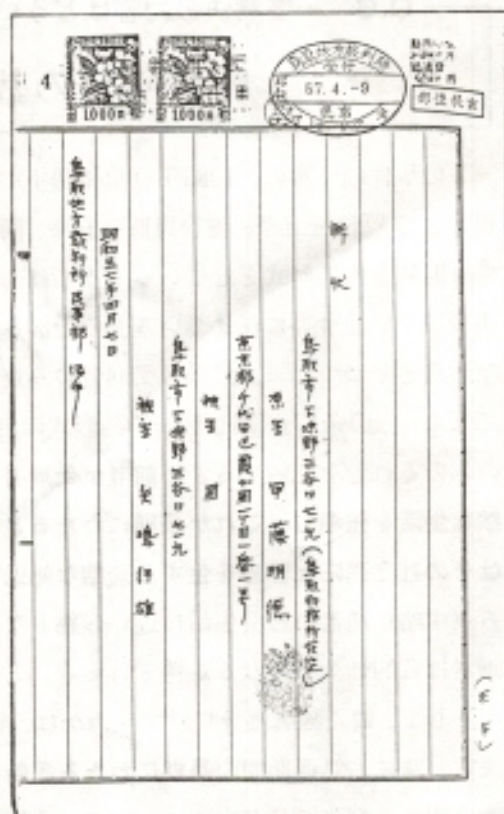
とりわけ、甲藤さんの訴訟提起に対して、刑務所側の報復はすさまじく、監獄内の生活のあらゆる面で不利益を課されました。一例をあげれば、甲藤さんが窓から、衛生夫が小鳥の巣を取り払った際、周囲で親鳥が鳴き叫ぶのを見て、「かわいそうなことをするな。おいておいてやれ」と声をかけたところ、その行為に対して「処遇環境を害する行為」として処罰が課せられるといったものでした。(第10事件)

5. 判決

鳥取地方裁判所は約6年に及ぶ審理の末、1985年3月25日、甲藤さんの請求のうち第8事件に関して、請求を認めて国に10万円の賠償を命ずる判決を出しました。(内容はQ6)

この判決に対して、国は控訴し、控訴審である広島高等裁判所松江支部は、甲藤さんに
出廷させないまま、国の主張を鵜呑みにして、半年たらずの審理で、1986年12月24日、不当にも原判決を廃棄して甲藤さんの請求を棄却する判決を行いました(内容はQ7)

甲藤さんは直ちに最高裁判所に上告しましたが、最高裁第一小法廷は、1989年7月13日「原審の認定判断は、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。」と



いう三下り半の判断を示したのです。

しかしながら、受刑者を人とも思わない現在の刑務所に対して、甲藤さんが法廷での論争をいどみ、たび重なる訴訟妨害の中で勝ち取った勝訴判決は、いうまでもなく画期的なものでした。

Q.6 一審判決の内容はどのようなものですか？

刑務所長の裁量に厳しい制約

この事件の一審の、1985年（昭和60年）3月25日付鳥取地裁判決は、まず、監獄法の解釈として、「法一五条、施行規則二五条、同二七条の規定を併せ検討すると独居拘禁をもって原則的な拘禁形式としているとまでは断定し難く、むしろ拘禁形式の具体的運用は、処遇令以下の法令等に任せているものと解される。そして、右処遇令は、雑居拘禁を原則的な形式としつつ、一、二級の受刑者のみ夜間の独居拘禁を許す扱いをとっている（処遇令二九条、三〇条）。」「同じ独居拘禁形式の処遇においても、昼夜間を通してのそれと、夜間のみのそれとを比較すると、前者が受刑者に人間本来のあり方とはほど遠い閉鎖的で不自然な生活を強制し、これが長期にわたるときは、受刑者に苦痛を与えるとともに、ひいてはその社会適応上弊害を生ずる過酷な処遇となることがあるのに対し、後者の場合はむしろ（中略）通常の社会生活に近い形態となり、その社会適応を促進させる効果があつて、両者は質的に全く異なる処遇といえる」としています。

そして、厳正独居処分に付すか否かは、刑務所長の裁量としつつも、「その処遇に関する決定、殊に右処遇期間の長期にわたる更新については、特に慎重を期すべきもので、この点に関する刑務所長の判断については、期間が長期にわたるに従い、独居拘禁の弊害の増大の危険性があるので、その裁量の幅が狭められるものと解される」として、刑務所長の裁量に厳しい制約を加えています。その上で、本件については次のように判示しています。

「原告は、独居拘禁中の作業成績が勤勉かつ優秀で、総合点も三五点以上の評価を受けていたのであつて、たびたび工場への出業の希望を示し、ただ、当初反目的な暴力団関係者との同席を嫌忌していたが、その後、これらとの協調意欲を示すに至つたというのであるから、鳥取刑務所長としては、原告の独居拘禁生活が長期にわたる以前に、同人と直接所長面接等をして、その真意や心境等を確認し、場合により、一定期間経過後は、原告を雑居拘禁に戻して他囚との関係等を観察することも可能であり、むしろかかる措置をとる必要があつたものと考えられる。」

「さらに、原告の性格及び行動傾向上の問題として、当初問題となつていた原告の暴力団

的気質、言動については、一定期間の独居拘禁によって、次第に影をひそめ、かわって刑務所の日常的な待遇や指導に対する不満の言動が、自己中心性、独善性、非協調性として評価されるようになり、さらに本件第一事件の訴提起以後は、好訴癖のある者と評価されるに至ったものと考えられる。しかし、これらのうち、好訴癖以外の点は、日常生活上のそれ自体は職員に対するささいなものというべき言動をとらえて、一般に改善困難な性格もしくは行動傾向と評価するのは、後述のとおり、早急にすぎるし、また、刑務所の待遇上の問題について訴を提起したことを理由に、「好訴癖」などと決めつけて、受刑者を不利益に評価することは、著しく妥当性を欠くものというべきである。」

「もともと、原告の不平不満は、長期間にわたる昼夜間独居拘禁によって他者との交流、会話の機会を失った同人が、うっ積した不満を刑務所の担当職員に向けていたともいえるのであり、これに対する刑務所側の対応は、毎回ほぼ同様な抽象的な理由を付して更新を繰り返したにすぎないと考えられる。」

そして、このような判断の上に立って、遅くとも五回目の更新時である、1978年（昭和53年）8月23日以降は違法状態になっていたものと判示し、国に10万円の慰謝料の支払いを命じたのです。

Q.7 二審判決の内容はどんなものですか？

刑務所長に広汎な裁量権

控訴審判決（1986年12月24日、広島高裁松江支部）は、まず一般論として、
「在監者は心身の状況により不適當と認めるものを除く外これを独居拘禁（昼夜間独居拘禁、以下同じ）に付することができ（法一五条）、戒護のため隔離の必要ある在監者を独居拘禁に付すべきことは規則四七条の定めるところである。法令の規定が原判示のごとく一般に雑居拘禁をもって原則的な拘禁形式としているとはいえない。在監者の拘禁方法の決定は、刑務所長が、法令の定めるところに従い、受刑者の刑期、犯歴、所内における行状性格、他の受刑者との関係、集団生活への適応の可否、施設内の保安状況等を総合的に勘案し、独居監房の数、行刑目的からの要請を斟酌してこれを定むべきものであって、その決定は専ら刑務所長の裁量に属する。また、独居拘禁の期間は、特に継続の必要ある場合三カ月毎にこれを更新することができ（規則二七条）、独居拘禁に付された在監者が更新時になお戒護のため継続して隔離の必要があるときは「特に継続の必要のある場合」にあたり期間更新の許されることはいうまでもなく、その更新の必要性の判断もまた刑務所長の裁量に属するものと解すべきである。」

「戒護のため、隔離の必要である場合において、在監者の独居拘禁および更新の要否に関する刑務所長の判断が、合理的な基礎を欠きあるいは不当な配慮のもとに行われるなど、著しくその妥当性を欠くものでない限り、在監者を独居拘禁に付し、かつ、これを継続した刑務所長の措置は違法とはならない」としています。

その上で控訴審判決は甲藤さんの厳正独居処分について、

「鳥取刑務所長が被控訴人を昼夜間独居拘禁に付しかつこれを継続した理由は、(中略)要するに、被控訴人は、暴力団幹部であることを誇示し、自己の要求実現のため多数の訴訟を提起し、在監中常に自己中心のかつ反抗的言動を繰り返し、工場へ出役させた場合、他の受刑者に悪影響を及ぼし、被控訴人に対する不快の念や恨みを持つ他の受刑者から危害を加えられるおそれが極めて大きく、戒護のため被控訴人を隔離しかつその隔離を継続する必要があったため、長期間昼夜間独居拘禁とされたものであることが認められる。」としてしまったのです。

この控訴審において、国側は「昼夜間独居拘禁者については当然のことながら、集団的な行事への参加が制約されるので、夜間独居拘禁者とは若干異なる処遇内容となる。しかし(中略)その程度の処遇の差は、これをもし不利益というのなら拘禁という大きな不利益に吸収され、当然受忍すべき性質のものというべきである」と主張しています。

このような主張は、この国の行刑当局が、隔離と応報を基本とする厳正独居処分こそが原則的拘禁形態であり、他の処遇は、その緩和された恩恵的処遇であると考えていることを裏付けています。そして、右の控訴審判決は、このような国側の主張を事実上追認するものといえるでしょう。

そして、上告を受けた最高裁は1989年7月13日、口頭弁論を開いて上告人の意見を聞くこともせず、わずか7行の、全く内容のない判決をもって上告を棄却してしまったのです。

Q.8 厳正独居処分にはどんな法律的な問題点があるのですか？

厳正独居は例外的措置

まず、控訴審判決が述べている、独居拘禁に付すかどうかは刑務所長の裁量に属するという考え方は明らかに誤っています。

(1) 監獄法制定時の議論

監獄法制定の帝国議会の議事録(1908年(明治41年)3月6日)をみるといかなる拘禁形態が原則であるかについて、必ずしもはっきりしませんが、少なくとも「厳正独居拘禁」は例外的な処遇形態であることは、監獄法制定時に確認されていたことが明らかです。す

なわち、同議事録37頁上段において政府委員小川温（司法省監獄局長）は次のように答弁しています。

「若し独居という意味が昼夜を別たず単独で刑期中置いておくという意味でございますならば、そういう主義は将来に於てとらぬつもりであります。」（新仮名使いに表記改め）

「独居拘禁ということは、或種類の犯人、それから或時期に於て行うべきものであって終始或一人について何時も行うべきものでない。それからどの犯人にも適用すべきでない」（前同）

「雑居をさせますにして、せめて夜間だけは分房に寝させたい、こういう考えを持っておりますが、現今のところではまだまだなかなかそれを実行する設備は整いません。」

このように、監獄法制定時にすら、厳正独居拘禁は例外的処遇であることが明らかに確認されていたのです。

(2) 戦前における監獄法改正作業

現行監獄法について刑務法案調査会が1927年（昭和2年）3月にまとめた「監獄法改正の綱領」では、その6項として「独居拘禁期間を短縮すること」が定められています。このことは、長期の独居拘禁が受刑者の心身に有害な影響を及ぼすことの認識のうえに立った改正提案であったといえるでしょう。

(3) 行刑累進処遇令の制定

累進処遇制度は、刑の執行の過程に数個の階級を設け、入所の当初最下級に属させた受刑者を、その後の行刑成績に応じて順次上級に累進させ、それにつれて漸進的に優遇の付与及び自由制限の緩和を行って社会生活に近づけるとともに、共同生活における責任を加重することにより社会適応性を付与し、最終的には仮釈放に結び付けるもので、受刑者の自発的な改善への努力を促そうとする組織的な処遇方法です。1934年以降、「行刑累進処遇令」（1933年（昭和8年）司法省35号）に基づき、全国的に統一して実施されています。

行刑累進処遇令は、今日刑務所に収容されている受刑者処遇のほとんどの部分をカバーしており、監獄法15条は実質上空文化しているのです。同処遇令によれば、第四級及び第三級の受刑者は処遇上の必要ある時を除いて雑居拘禁に、また第二級以上の受刑者は処遇上必要ある場合昼間雑居拘禁、そして夜間独居に付する旨定められ（処遇令29条、30条）かなり大幅な雑居拘禁制度が採用されているのです。

(4) 監獄法施行規則の改正

1962年11月1日監獄法施行規則が大改正されました。

この改正の趣旨は、この改正作業を担当された朝倉京一氏（矯正局参事官）によれば、

「すくなくとも、現在の実際ないしは試行の線を確保し、総じては現代矯正の思想および技術的方法に対するわが監獄法の後れをとりもどそうとするという点にあったというのが本当であろう」（『監獄法施行規則の一部改正について』『刑法』所収）とされています。この改正において独居期間の短縮がなされています。

朝倉氏はこの論文で次のように述べています。

「まず、第一にあげられるのは、独居拘禁——もとより昼夜独居拘禁——の期間の短縮である。これは、原則の「二年」が「六月」、成人についての更新期間の「六月毎」が「三月毎」に、少年についての原則の「六月」が「三月」というように、かなり大幅な短縮である。必要により更新または継続することもやむをえないし、その余地はあるわけであるが、この場合にも収容者の心身に害のないことが確認されなければならない（法一五条、施規二六条参照）。そのための確認の機会を多くしたものにほかならないが、受刑者とくに少年受刑者については、昼夜独居拘禁の弊害の少なくないことにかんがみ、これをできる限り控制すべきはいうまでもない。いわゆる独居固定化は、現代矯正においては、容易に認められてはならないのである。」

本件で甲藤さんに課せられたような「独居固定」は容易に認められないことが、改正規則の立案担当者自身によって明らかにされているといえるのです。

二審判決と、最高裁判決の不当性は明らかです。

(5) 不明確な処分の要件と手続

次に、厳正独居処分の要件と手続があまりにも不明確だという問題点があげられます。

監獄法施行規則47条は厳正独居処分の要件として、「戒護のため必要ある」としか定められていません。これではほとんど何も定めていないに等しいといわなければなりません。前述したような、重大な肉体上、精神上の不利益を課す処分の要件が、このように不明確であるということは、憲法31条の定める適正手続保障にも反するものといわざるをえません。

現在、厳正独居処分を課すにあたっては、処遇審査会という刑務所内の内部機関の審議を経て、刑務所長の専断事項として判断がなされています。処分にあたって、本人が意見を述べたり、資料を提出したりする手続は全く保障されていません。3カ月毎に処分が更新されるため、行政訴訟を提起することも實際上非常に困難です。現在提起されている国家賠償請求事件以外には、このような不利益処分に対して、司法判断を受ける途はないのが実情です。このことは、前述したように行刑当局が、厳正独居処分の重大な不利益性を正しく認識せず、厳正独居に付すかどうかは刑務所長の自由裁量だという誤った見解に立っているためにもたらされているといえるでしょう。この点は、手続保障の進んだ欧米諸

国と著しく異なる点であるといわなければなりません。この点についても、控訴審判決と最高裁判決は、何ら答えるものになっていません。

乙第 90 号証の5

副 本

察	表
判	定
右正写す。 被告指定代理人 藤川 哲 独居継続差し支えなし 分類審査会 昭和五十七年七月三十一日	
事	項

祝	察	表
判	定	
昭和五十七年七月三十一日 原告上独居拘禁更新継続について 本日は昭和五十七年三月三十一日より原告上独居拘禁に付され、独居継続細工に就業中の者であります。本日、分類審査会により、原告上独居拘禁更新事由により、独居拘禁継続と判定されたため、原告上より取り計らい、原告上独居拘禁とし、独居継続細工に就業させ、勤務継続して頂くことといたします。 原告上は、原告上独居拘禁更新事由により、原告上独居拘禁継続と判定されたため、原告上より取り計らい、原告上独居拘禁とし、独居継続細工に就業させ、勤務継続して頂くことといたします。 昭和五十七年七月三十一日		
事	項	

一審判決が違法と判断した独居処分継続

Q.9 このような制度は海外にもあるのですか？

海外に例のない苛酷な行動制限

私たちは、世界50カ国にアンケート（資料参照）を送りました。これに対し、フランス、ベルギー、スペイン、デンマーク、ノルウェー、オーストリア共和国、オーストラリア、シンガポール、西ドイツ、オランダ、インドの11カ国から回答がありました。また、第二東京弁護士会監獄法等特別対策委員会が、1984年6月にヨーロッパ6カ国、イギリス、オランダ、西ドイツ、フランス、スウェーデン、デンマークの刑務所を視察し、当訴訟の弁護団の大谷と海渡も参加しましたので、この視察の結果も併せて報告いたします。

(1) 厳正独居処分の有無・要件

懲罰とは別に、他の受刑者からの隔離を目的にする処遇は、どの国でもあるようです。ただ、どのような時にこの処遇になるかは、日本と同じように規律を犯すおそれのある場合と、本人の希望のある場合に大別されます。例えば、ベルギーでは危険な被拘禁者、特に脱走しようとする疑いのある被拘禁者、スペインでは、規律を乱すおそれが明白な在監者もしくは再三にわたり規律を乱す行為を行った人が他の受刑者から隔離される厳正独居となります。西ドイツでは、独居拘禁は、それが受刑者自身のなかにひそむ諸原因から不可欠になるときだけ認められるとしています。しかし、フランスでは、もちろん規律を犯すおそれのある場合も、独居拘禁になりますが、例えば工場に出たくないとか、集団生活を嫌うとかの理由で本人の希望による場合にもこの処分を受け、ほとんどの場合が本人の希望によります。

興味深いのは、インドでは禁固受刑者の一部の者を、裁判所が一定期間に限って独居拘禁にできるとしていることです。刑務所内の処遇としての独居拘禁ではなく、裁判所が刑の内容として言い渡すもので、どのような場合にこれが言い渡されるのかははっきりしてはいませんが、禁固刑の一種としてとらえていることに特徴があります。

(2) 期間について

期間は、残念ながら回答国のほとんどが懲罰の期間を回答してきましたが、ベルギーの場合は、状況からして正当と認められなくなり次第、この処分を終わらせるよう、少なくとも2ヵ月に一度の評定をうけるとしています。西ドイツでは、個々の期間ははっきりしませんが、1年に総計3ヵ月を超える独居拘禁は、監督官庁の同意を要するとされています。またインドでは、裁判所が禁固刑を宣告できる場合に、その判決で命ずることができるのですが、刑期が6ヵ月以下の場合は1ヵ月を超えない期間、刑期が6ヵ月を超え1年以下

の場合は2ヵ月を超えない期間、刑期が1年を超える場合は3ヵ月を超えない期間であり、しかも、これを執行するにあたっては、いかなる場合にも、1回に14日間を超えてはならず、各継続期間を上回る間隔を置かなければならないこと、更に、刑期が3ヵ月を超える場合には毎月7日間を超えてはならず、独居拘禁の各継続期間を上回る間隔を置かなければならないとされています。

(3) 手続について

これについても残念ながら、回答国のほとんどが懲罰としての独居拘禁を回答してきてしまいましたので、参考にすることはできませんでした。ただ、前述しましたように、インドでは判決で独居拘禁を言い渡しますから、判決と同じ手続きがとられるということになります。

(4) 行動制限について

これは回答国、視察国全てに共通していえませんが、房内での行動を制限している国はありません。日本の実態をもとに質問をつくりましたが、質問そのものが驚きであるといった回答すらありました。たとえば、ベルギーは次のように回答しています。

「懲罰独居であれ、厳正独居処遇であれ、いかなる動作制限も被拘禁者に対し強制されません。特定の姿勢を維持するよう強いられることは決してありません。このような要求はいかなる体罰も想定していない法、規則の条項に反するものでありましょう。」

もっとも厳しい回答はスペインでしたが、ここでは点呼時に正姿勢、つまり起立姿勢のみとることが求められ、また休憩時間以外にベッドに横になることはできません。しかし、このスペインでさえこれらの制限以外は、時間、空間の使用は本人自由意思に任されています。

(5) 房内所持品、医療点検等の特別な配慮の有無

日本では房内所持品の種類、数とも一般の場合ですら著しく制限されていますので余り比較になりませんが、特記すべきことは、たとえばイギリス、フランスでは、隔離しているが故に房を広く、私物も多く認めているということです。また、たとえばベルギーでは、受刑者どうしの接触を禁じている分だけ、職員との接触は頻繁で、看守は日に数回、看守長、医者、施設長は最低週一回、月当番の行政委員（コミッセール）はその施設を訪れるたびごとに房を訪ねなければなりません。また、これは最低限のことであり、被拘禁者はいかなる場合でも、自分の費用で、自分の選んだ医者に診察してもらう権利がある、と付記されてきました。更にインドでは、まず、その受刑者が独居拘禁に適合することを医務官が履歴カードで保証しない限り、受刑者を独居拘禁に付することはできません。しかも、独居拘禁の時期に、その受刑者の体調が悪いときは、3日後に実施するとし、期間中は、

毎日、医務官または医務助手の訪問を受け、そして、独居拘禁の継続が精神または身体に害を及ぼすと医務官が判断した場合には、直ちに独居拘禁は解除され、その受刑者が独居拘禁は恒久的に適合しないと医務官に宣告された場合には、この事実が判決を課した裁判所に報告されるされています。

(6) 人数

これも残念ながら、回答がベルギーのように、例外的な処遇のため、いかなる統計もないとの回答、あるいは、懲罰独居と併せた数字となっているかでありましたので、参考にはなりません。ただ、インドでは、近年、デリー刑務所に在監する者で司法裁判所から、独居拘禁を言い渡された者はいませんとされています。

以上が回答と視察の要旨です。限られた範囲の資料でしたが、日本の厳正独居がいかに過酷であり、非人道的であるか、理解されたと思います。



— Q.10 長期にわたる厳正独居拘禁は、国連などの定める国際人権基準からは、どのように評価されるのでしょうか？

国際人権規約7条違反は明白

(1) 国際人権規約7条

長期にわたる厳正独居拘禁が、受刑者の精神的・肉体的な健康に致命的な影響を与えることは、前述したとおりです。

国際人権規約B規約の7条は、「何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない」と定めています。

国連の規約人権委員会は、この国際人権規約について、各項目別に順次、「一般的意見」を採択してきています。この一般的意見は、規約規定の解釈のスタンダードを提供するものとして重要視されているものです。

規約7条についてのこの一般的意見において、規約人権委員会は次のような見解を示しています。

「委員会は、第4条第1項に想定されている公の緊急事態においてさえ、本規定が第4条第2項により効力を停止されないものであることを想起する。その目的は、個人の身体の完全性 (integrity) と尊厳を保護することにある。委員会は、本条の実施のためにはそのような取扱い若しくは刑罰を禁止したり又はそれを犯罪としたりすることでは十分でないことに留意する。たいていの国は、拷問又はその類似の慣行の場合に適用される刑法規定を有する。それにもかかわらず、その様な事件は発生するゆえ、規約第2条と結合されて読まれる第7条により、国はなんらかの監視機関を通じて実効的な保護を確保しなければならないのである。虐待の苦情は、権限ある基幹により、効果的に調査されなければならない。有罪と認定された人には責任が負わされなければならないし、申立てられた被害者自身、補償を得る権利を含む、自由に利用できる実効的な救済措置を有さなければならない。監視を実効的にならしめうる措置のうちには、接触を断つ拘禁 (detention incommunicado) を禁止し、捜査を害することなく、医者、弁護士及び家族構成員のような者が被拘禁者に会う (access) ことを認める規定、被拘禁者が公的に認められた場所で拘禁されること及びその氏名と拘禁場所が親戚のような関係者に利用可能な中央の登録簿に記載されることを要求する規定、第7条に反する拷問その他の取扱いを通じて得られた自白又はその他の証拠を裁判で非許容する規定、そして、法執行職員がそのような取扱いを適用しないような訓練や教育の措置、が含まれる。

本条の表現から明かなように、要求される保護の範囲は、通常理解される拷問をはる

かに超えるものである。種々の禁止された形態の取扱い又は刑罰にはっきりとした区別をする必要はないかもしれない。これらの区別は、具体的な取扱いの種類、目的及び苛酷さに依存するのである。委員会の意見では、禁止対象は、教育的又は懲戒的措置として行き過ぎた処分を含む、体罰にも及ばなければならない。独居拘禁のような措置でさえ、状況に応じては、特に、人が接触を断たれた状況に置かれているときには、本条に反する場合がありうる。」(『成城法学』1988年6月、佐藤文夫訳)

(2) 国連、被拘禁者保護原則(1988年)

また、1988年12月9日国連総会で採択された「あらゆる形態の拘禁・収監下にあるすべての人々を保護する原則」は、その原則6において次のように定めています。

「原則6 　いかなる形態の拘禁または収監下にある何人も、拷問または残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰をうけない。いかなる場合にも、拷問または残虐な非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰は正当化されない。」

この原則6は、人権規約7条と基本的に同趣旨の規定であるが、この原則については、次のような原注が付されている。

「『残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰』という語は、被拘禁者もしくは被収監者を、視覚や聴覚、もしくは位置及び時間の経過に対する意識のような自然の感覚の働きを一時的もしくは永久的に奪う状況におくことを含め、身体的なものであれ精神的なものであれ、虐待に対して、ありうべき最も広い範囲の保護を及ぼすものと解釈されなければならない。」

国連の有力なNGOであり、この原則制定について大きな力があつたアムネスティの解説は、この「原則6に付された注は、長期の独居拘禁を含め、一定の虐待行為に対し申立てを行う際に有用なものとなるであろう。」としています。

(3) 結論

このような国際的な人権基準やその有力な解釈から考えると日本の刑務所においてみられる厳正独居拘禁が、とりわけ長期に及んでいるような場合には、

- ①その拘禁自体が、個人の身体の完全性と尊厳を傷つけていること
- ②このような処分に対する実効的な救済措置がないこと
- ③長期の厳正独居は、その視覚や聴覚、もしくは位置及び時間の経過に対する意義のような自然の感覚の働きを奪う状況におくものといえること

などから、国際人権規約7条と前記原則の6条及び「実効性ある不服申立て」を認める同原則の33条に違反していると考えられます。

資 料

1. 鳥取刑務所における厳正独居処分に対する国家賠償請求訴訟・訴状

訴 状

鳥取市下味野三谷 七一九（鳥取刑務所在監）

原告甲藤明德

東京都千代田区霞が関一丁目一番一号

被告国

鳥取市味野三谷 七一九

被告矢嶋行雄

昭和五七年四月七日

鳥取地方裁判所民事部御中

国家賠償請求事件

訴訟物の価額金二十万円

貼用印紙額金二千円

請 求 の 趣 旨

- 一、被告らは、各自、原告に対し金二十万円およびこれに対する昭和五七年四月三〇日から支払い済みまで年五分の割合による金員を支払え。
 - 二、訴訟費用は被告らの負担とする。
- との判決を求める。

請 求 の 原 因

- 一、本件は、原告が鳥取刑務所において相当の理由もなく極めて長い年月独居拘禁に付されたことによって受けている肉体的精神的苦痛に対して賠償を請求するものである。
- 二、原告は、昭和五一年六月から刑務所に服役しており、同年十月に、それまで服役していた高松刑務所から鳥取刑務所に移された。

そして原告は、翌五二年二月から現在に至るまで延々と五年余もの間、過酷な独居拘禁に付され続けてきているのである。

また、このように長期間独居に付しておりながら、その理由すら一切明されていない。

- 三、独居拘禁に付されて一年位した頃（五三年）だったと思うが、原告の係の区長（谷本）

が原告を保安課の所の一室に呼んで、「甲藤を工場に配役しようと思っているが、工場配役について何か希望があるか？」と話があったので、「私は刑務所で理容師の免許を取得させて頂き、そして、その理容の仕事を刑務所で長年させてもらってきた経歴がありますので、できれば、今後も理容の仕事を行わせてもらえたらよいと思っています」と答えた。

すると区長は、「今は理容の欠員もないし、その希望は無理だろう」ということであり、配役はされなかった。

四、独居拘禁は、終日、同一の方向に向いて同一の場所に座り、トイレあるいは食事の用意等の外は、用もなく立つことも許されていないという過酷なものである。

それでいて、運動も、極めて僅かの時間しか与えられていない（当刑務所の場合、運動をすることが許されているのは週のうち、月、水、木、土の四日間だけで、時間は四十分間となっているが、これも土曜日は二十分間だけであり、更に月、水、木も雨や雪の日は二十分となっている。しかも、この鳥取県は雨や雪の日が極めて多いし、祭日も運動は許されないのであるから、平均した年間の一日の運動時間は、僅か十数分間となるはずである）。

したがって、長い年月独居拘禁を加えられると、体が非常に弱くなる（特に足腰が弱って萎えるし、目も調子が悪くなる。おそらく内臓その他も、十分に運動などができる他の在監者と比べると、著しく弱っているはずである）。

また、右のような過酷な生活状態に加えて、人との会話あるいは交流なども絶たれた極めて異常な状況であるから、精神的悪害も著しく起こる（外国の資料の例であるが、独居拘禁に長期間おくと、特に凶悪犯罪を犯す人格的形成が顕著であるとのことである。——これは社会的見地からも軽視されない問題である）。

こうした諸々の点からいっても、独居拘禁は、よほど相当な理由がなければ行われるべきではない。とりわけ、絶対的な必要がない限り、長い年月にわたって独居拘禁を継続して加えるべきではない。

この点は、監獄法を見ても、施行規則第二七条に、独居拘禁の期間は六カ月を超えてはならないと定められている通りである。

もっとも、同条一項には、特に継続の必要がある場合には三カ月毎に期間を更新できることになっているが、同条一項には、二十歳未満には三カ月以上継続して独居拘禁に付することを禁止しているくらい、独居拘禁は在監者の心身に悪害を与えるものである。こうした点からいっても、いくら二十歳を超した者といえども、軽々しく独居拘禁期間を継続して更新するべきではないと原告は考える。

ましてや、原告のように、延々と五年余もという言語に絶する長期間、しかも理由も明されないまま過酷な独居拘禁を継続して加えるなどは、虐待の極みといっても、過言ではない。

五、原告に対して、このように長期間独居拘禁に付す虐待処遇を加えている理由は、原告が法務大臣に情願をしたり訴訟を提起したことに対する圧力と報復であることは明白であるが、いずれにしても、このような虐待は不当である。

したがって、被告矢嶋行雄は、国と連帯して少なくとも金二十万円をもって同不当処遇による原告の精神的肉体的苦痛を慰藉しなければならない。

以上

2. 鳥取厳正独居処分訴訟・本人尋問より（1984年（昭和59年）5月10日）

——次に昭和五七年（ワ）第八七号事件について聞きます。この事件の訴状に書いてあることは、実際にあったことを率直に記載したと伺ってよろしいですか？

そうです。

これもやはり所長面接を拒否されたということですか？

はい。工場配役を独居にされていましたから。

独居拘禁について不服があるので、所長面接を申し出たけれども拒否されたということですか？

そうです。

当時、あなたは最大関心事というか、独居拘禁を受けることは、あなたにとってどういう苦痛があったわけですか？

具体的に言えば、二十四時間誰とも話をすることもできないし、同じ場所に同じ姿勢で座っている、こういう面で健康上も非常に悪くなったし、全部述べると果てがないですけれども、それは、五年間は一定の場所で、書くことも許されない状況に置かれた苦痛はたいへんなものです。

あなたが前の刑で服役してから出所するまで、全部独居だったのですか？

最初のとき三カ月ぐらいですか、工場で一般の収容者とともに作業をさしてもらいました。それ以後はずっとはっきりした理由も話されないまま出所までおりました。

要するに独居拘禁を継続されたことは不当・違法であるというのが、あなたの主張でしょう…。

そうです。

独居拘禁に関しては当局に理由を尋ねたことがありますか？

あります、何度も。

鳥取刑務所では尋ねましたか？

尋ねました。

それは誰に尋ねましたか？

面接のときにも尋ねましたし、また係の看守長、担当、あらゆる人に言いましたけれども、理由を話す必要はないというふうなことでした。

独居拘禁の実態ですがね、就寝時間とか起床時間は同じですか？

同じです。

それで懲役ですから作業をさせられましたね。

はい。

それは房内でやるわけですか？

そうです。朝起きて座った位置でそのまま、夕方就寝まで。

そうすると担当職員は別として、他の人と声をかけたり話することは全くできない…。

全くできないです。

独居拘禁の場合は別に私語はしてもかまわないでしょう…。

大声でなければ、またテレビを見たり…。

話をすることができないだけでも大きな精神的な苦痛ですか？

そうです。

この事件の請求原因の四項に書いてありますが、独居拘禁は終日同一の方向に向いて同一の場所に座り、トイレあるいは食事の用意等の外は、用もなく立つことも許されていないという過酷なものであると書いてありますが、文字通りこういう状態ですか？

そうです。その通りです。

顔の向きも変えるというようなことが許されないのですか？

そうです。まあ、普通はそうでもないでしょうけれども、僕の場合は顔も一定の方向でないといけないと。

トイレに行くのは自由に自分の判断で行けるわけですか？

トイレの場合は大体行けます。

作業は何時から何時までですか？

正確には申し上げられませんが、収容者心得、向こうから出しているのをご覧頂ければわかります。

作業の時間は完全に収容者心得に従ってほとんど自由な格好もできないような状態なんですか？

そうです。

そういう独居拘禁が続くと体に何か影響しますか？

足がまず非常に萎えるし、ちょっと歩くと疲れてくるし、目が一定の距離を見るものだから、光がいつも左側ということでしたし、目のバランスとか焦点が非常に合いにくくなるとか、いろんな害があります。

あなたがこのような長年にわたって独居拘禁を受けた実質的な理由についてどういうふうに理解しておりますか？

やはりこの訴訟、つまり不当な行為を行うことに対して、こうした訴訟をする者に対してはひんばんにこういったことをやっておりますし、非常に過酷な条件でやらす、そういうような圧力によって通常行われておりますし、自分の場合もそんなところが理由ではないかと解釈しております。

要するに、あなたは一種の報復あるいはみせしめというように理解しているわけですか？

そうです。

1734

1735

控訴審の本人陳述

3. 海外アンケート 質問と回答

調査依頼書

私たちは、監獄内の処遇を人道的なものにするため、調査と研究を行っている弁護士です。

我が国では、受刑者に対し、規律・秩序を害する恐れがあるか、もしくは、他の収容者から危害を加えられる恐れのある場合、昼夜間を通して、独居房に収容し、刑務作業もこの独居房で行い、他の受刑者とは、運動・入浴等も別にし、決して接触できない処分がされています。この場合、もちろん、レクリエーションもできません。これは、いわゆる厳正独居処分といわれているものです。

一般的に刑事施設内の規律・秩序維持が重視されている我が国では、厳正独居処分を受けた者は、椅子ではなく、房内の床の決められた位置に座らせられ、決められた時間以外は、伸び等の運動も禁じられ、看守との限られた会話以外は、同囚と会話することも全くありません。そして、この処分は、原則として六ヶ月間、三ヶ月毎に延長が可能で、時には数年に及ぶこともあり、暴力をふるった場合になされる短時間の孤独を強制する懲罰とは異なり、相当、長時間にわたって継続されるものです。この処分を受けている者の多くは、腰痛等の肉体的疾患及び、狭い場所の中で孤独を強いられることによる拘禁性ノイローゼに悩まされています。

そこで、われわれは、世界各国において、厳正独居処分の存否、存在するとしたら、その許される法律上の要件、その処遇の内容についての国際的水準を調査したいと考えました。この趣旨をご理解いただき、是非とも、アンケート調査にご協力いただきたいと思ひます。

質問事項

問一 受刑者を、懲罰とは別に、昼夜独居拘禁とし、他囚とは接触させない処分をとることがありますか。あるとしたら、その名称は何ですか。

問二 もし、そのような処分をとるとしたら、それが許されるのは、どのような要件（条件）がそろった場合ですか。よろしければ、根拠となる法律・規則を示して教えてください。

問三 この処分には、期間の制限がありますか。原則的な期間はどの位ですか。更新は可能ですか。更新する場合、特別な制限はありますか。

問四 この処分の決定に際し（その継続も含めて）、どのような手続きがとられますか。これに対し、受刑者は、意見を述べることができますか。

問五 この処分の具体的内容を教えてください。

1 刑務作業はどこでしますか。どのような作業ですか。

2 房内での行動は自由ですか。決めた位置に座らせ続けますか。房外での体操時間以外に、房内で屈伸等の運動をすることはできますか。

3 刑務作業中は、立ったり、座ったりは自由にできますか。

4 房内での行動・刑務作業中の行動を制限するとしたら、どんな場合ですか。

5 この処分を受けていない受刑者と比べ、この処分を受けている受刑者は、房の広さ、房内での所持品の数、運動の時間等、特別な配慮がされていますか。

6 この処分を受けた者間の接触はできますか。

7 この処分を受けた者は、医療上、特別な配慮がされていますか。

問六 この処分は、貴国の全受刑者のうち、およそ何%が受けていますか。

各国からの回答

ベルギー

大臣にかわって 局長 J. ド・リッデール
ベルギー法務省 刑務施設局（研究総務課）

問1 はい、拘禁者の隔離を伴う処分に二つのタイプがあります。

＊懲罰独房に入れること。

＊厳正独居体制に置くこと。

監視の強化を伴う後者は、危険な拘禁者、特に脱走しようとする疑いのある拘禁者にも適用されます。

問2 懲罰独房拘禁は処罰のなかで最も厳しいものです。これが言い渡されるのは、重大な規律無視、反抗、要員や同囚者に対する暴行の場合、あるいは他の一切の処罰が無効と判断した場合に限ります。

厳正独居拘禁の体制は、施設内で組織される共同活動のすべて、もしくはいくつかを、その拘禁者から奪うのが適当である場合に宣せられます。

拘禁者の隔離を伴う措置は、刑事訴訟法614条と刑務施設一般規則のいくつかの条項にその基礎があります。これら法・規則の条項本文は付録に掲げてあります。

問3 懲罰独房拘禁は9日をこえることができません。新たに重大な違反があった場合、この懲罰は更新することができますが、進行中の懲罰と新たな懲罰のあいだに少なくとも1日の間隔を置かなければなりません。

厳正独居体制は9日をこえる期間にわたって課することができます。状況からして正当と認められなくなり次第、この体制を終わらせるように、定期的な評定（少なくとも2か月に1度）が規定されています。

いずれの場合も、所長の決定または医学的理由により、懲罰期間を短縮するか、あるいはその厳しさを和らげることができます。

問4 拘禁者の言い分をきいたのちに、施設長が拘禁者の処分を言い渡します。

隔離独房への拘禁者の臨時収容措置は、秩序と安全の理由による緊急性がある場合のために規定されています。この臨時収容は短期間です。施設長は、拘禁者から聴取し、必要があれば処罰を言い渡すために、直ちに、あるいは遅くとも翌日に独房へおもむかなければなりません。

したがって、いかなる場合も、拘禁者には弁護を述べ建てる機会があるわけです。その上拘禁者は、刑務施設一般規則24条に掲げられた諸司法・行政当局と手紙をやりとりする権利をつねにもっています。

問5

1) 懲罰独房では、いかなる作業も許されていません。

厳正独居体制では、独房内作業だけを拘禁者に課することができます。

2) 懲罰独房であれ、厳正独居体制であれ、いかなる動作制限も拘禁者に対し強制されません。特定の姿勢を維持するよう強いられることは決してありません。このような要求は、いかなる体罰も想定していない法・規則の条項に反するものでありましょう。厳正独居体制では、拘禁者は少なくとも日に一度の運動を享受します（一人用の運動場で）。

3) いかなる姿勢も強制されません。

4) 回答を要せず。2) 3) を見よ。

5) 懲罰独房は正規の独房と同じ大きさですが、家具はありません。しかし拘禁者は少なくともマットレスを使用します。枕と毛布は夜間に提供されます。私物を保持することはできません。

厳正独居体制下では、拘禁者は、正規に家具をすえつけた独房に入れられます。安全にとって危険とならない限られた数の私物を保持することができます。

6) 懲罰独房あるいは厳正独居体制に置かれた拘禁者は、同囚者との接触および共同活動は禁じられます。

反対に、職員との接触は頻繁で、その頻度についても、その期間についても、制限の対象になりません。

懲罰独房へ拘禁者を訪ねるのは、

——看守 日に数回。

——医者・看守長・施設長 毎日。

——月当番の行政委員（コミッセル）その施設を訪れるたびごとに（行政委員とは、刑務管理局から独立した機関であります）。

厳正独房体制の拘禁者を訪ねるのは、

——看守 日に数回。

——看守長・医者・施設長 週に最低1回。

——月当番の行政委員（コミッセル）その施設を訪ねるたびごとに。

7) 医者は懲罰独房に収容される前に拘禁者を診察しなければならず、医学的理由から、処分の実施に反対することができます。

懲罰独房収容中、医者は毎日拘禁者を診なければなりません。医学的理由から懲罰は和らげられるか、中止されるか、延期されることがあります。

いかなる場合でも、処罰の実行が拘禁者の健康状態を危うくすることは許されません。

どんな場合でも——処罰中でも——拘禁者には、自分の費用で、自分の選んだ医者に診察してもらう権利があります。

問6 これは例外的な処置です。この件に関してはいかなる統計もございません。

フランス

フランスの刑務施設に拘禁中の人間が、規則違反のため、どのように独房隔離の罰を受けるか——そのあり方に関する質問への回答を同封申し上げます。

ピエール・シャルル・ロランド

フランス共和国法務省 刑務局（研究組織課）

フランス刑務施設内での懲罰隔離

問1 フランス刑務施設においては、独居房に隔離する懲罰は、拘禁者に課する懲戒処分のなかで最も厳しいものであります。

問2～問4

いかなる施設においても、規律違反が認められた場合、施設長への報告の対象となります。

「重大な違反」の場合、予防的に懲罰舎に入れることができます。この処分はつねに施設長によって発せられます。

刑務局の一員によって管理されている大きな施設（中央刑務所・拘禁センター・定員の大きい留置所）では、一種の監獄懲戒法廷である審問への召喚が行われます。この法廷を構成するのは、施設長、一人あるいは複数の副施設長、看守長、および場合によって、事務局担当の刑務局メンバーです。審問は一般に、懲罰舎に隣接して設計された一室で週に一度開かれます。

独居房懲罰の期間は、刑務局の一員によって宣言されたとき——つまり、大きな施設の場合ですが——最長45日間です。

小さい施設では審問は存在せず、召喚はたいていの場合、施設長の前で行われ、これを第一看守または拘禁長が補助します。

いずれの場合でも、拘禁者は自分で弁護するように求められ、弁護士の助けを借りることはできません。

留置所長および施設の管理にあたる看守長は、8日間をこえる懲罰を言い渡すことはできません。しかし彼らは、45日までの延長を地方の責任者に求める権能をもっています。

いずれの場合も、この懲罰には、全部または一部の執行猶予がつくことができます。

問3 隔離の期間は45日をこえることができず、また延長されることはできません。しかしながら、隔離処分が終わった際に、この措置の適用を正当化するような新たな違反を拘禁者が犯した場合は、この懲罰を改めて課することができます。

問5 懲罰隔離させられた拘禁者は作業をしません。また独房内の定められた位置に身を保つよう強いられません。房内では、好きなように運動することができます。

同拘禁者は衣服、本、タバコを所持することを許されています。毎日一人用の体操場で

1 時間運動します。

他の拘禁者との接触は一切できません。

懲罰独房に入れられた時から、施設の医者はできるだけ頻繁に、少なくとも週に二度、拘禁者を診なければなりません。拘禁者の健康を害するおそれがあると判断した場合、医者はいつでもこの懲罰を中止させることができます。

問6 1981年—最新の統計ですが—拘禁者の19%が一年のうちに懲罰隔離の対象となります。

デンマーク

デンマーク司法省 監獄・保護観察部

貴下の「厳正独居拘禁」に関する1987年12月付お手紙にお応えして、「デンマークの刑務制度」というパンフレットから抜粋、「収容者の独居拘禁に関する1978年9月14日付通達」、「懲罰処分に関する1876年3月10日付通達」、および「特殊房（保安房）の使用に関する1974年7月15日付通達」のコピーを同封します。以上の資料に貴下のご意見への答えが載っていることと思います。

ご覧の通り、デンマークにおける独居拘禁の使用は、懲罰として行われる場合であれ、所内秩序を保つために行われる場合であれ、日本の「厳正独居拘禁」と同等に見なすことはできません。

1976年3月10日付の懲罰処分に関する通達12.5項によって、収容者は、結社が認められていないことに伴う規制を除いては、いかなる規制も受けません。

特殊保安房を懲罰に用いることは決してありません。単に攻撃を防いだり、暴力的抵抗を抑えたり、自殺または自傷を防止するためにのみ使用します。

Else Hvidegaard

ノルウェー

ノルウェー王立司法警察省

1988年2月12日

懲罰独居に関する、1987年12月付お手紙拝見しました。お手紙に書かれていた順番で貴下のご質問にお答えします。

1 ノルウェーでは24時間の独居拘禁を課すことがあります。懲罰としての24時間独居拘禁の他に、収容者による自傷、他傷、施設に対する重大な損害、監獄内の深刻擾乱や反乱を防止するための緊急措置として、収容者を非常に短期間、特別保安房に入れることがある。ただし、治安房が用いられることは稀である。

2 ノルウェー監獄規則によれば、独居拘禁が行われるのは、受刑者が指示や規則に違反したことが認められた場合だけである。

このような罰が加えられる、もっとも一般的な理由は、脱走、休暇後の未出頭、薬品やアルコールの服用である。

受刑者は、従来の自分の房にとどまり、一般に限られた場所で、一時間だけ新鮮な空気を吸い、戸外体操をすることが認められる。

受刑者は、一般の活動に参加することは認められない。多くの場合、房内に私物のラジオ・テレビを保持する許可が一定期間撤回される。買い物の制限が行われることもある。他の収容者との接触は認められない。ただし、看守や医療関係者、ソーシャル・ワーカー、図書司、牧師などの職員との会話は認められる。弁護士、自分の国の代理人または公務員との面会も許される。

3 独居拘禁の期間は最高1か月までである。ただし、平均的な期間は、7～12日間である。懲罰は、正式な決定に従ってのみ、延長したり、更新したりすることができる。懲罰が更新される場合、特別な制限は何も加えられない。

4 独居拘禁のための一般的な手続きは下記の通りである。

(a) 看守が違法行為に関する報告を提出する。

(b) 別の看守が、受刑者の説明を含む報告を提出する。受刑者は希望するならば、刑務所長との面会で自分の行為について弁護することができる。

- (c) 監獄顧問団が事件を審議し、刑務所長に勧告を行う。
- (d) 刑務所長が懲罰の種類、期間を含む決定を下す。
- (e) 受刑者は、48時間以内に、矯正局にこの決定について控訴することができる。
- (f) 矯正局は、懲罰の種類、期間に変更を加えることもあり、また刑務所長の決定を支持することもある。

5

- (a) 監獄の外で作業を行う受刑者もあり、監獄内の特別区で作業を行う受刑者、房内で作業を行う受刑者もある。受刑者が独居拘禁を命じられた場合、房の外で作業を行うことは許されない。
- (b) 受刑者は、独居拘禁中、房内で働き、かつ妥当な範囲内で、望むだけ体操をすることができる。
- (c) 刑務作業を行っている時には、自由に立ったり、座ったりすることができる。
- (d) —
- (e) 懲罰中の受刑者が特別房に入れられることはないが、房の不足のために必要ならば監獄内の別の棟、あるいは別の監獄に移されることはある。私物のラジオ、テレビ、カセットデッキを除いて、私物は一般にそのままである。
- (f) 懲罰中の収容者は、他の収容者と会談することはできない。
- (g) 受刑者が精神不安定の徴候を示している場合を除いては、収容者は独居拘禁中に、特別な医療処置を受けることはない。

6 1986年中に独居拘禁は600件あり、全拘禁件数1万1257件中の5%に相当する。

Wench L.Kverneland 部長

オーストリア共和国

司法省
1988年2月11日
ウィーン

質問への回答

- 1 懲罰拘禁は独居房で行われる。受刑者は、特別房に収容される。
- 2 懲罰拘禁は、懲罰処分の一形態で、受刑者が、「1969年3月26日付、懲役ならびに矯正措置および拘束を含む予防措置の執行に関する法令」に違反する罪を犯した場合に行われる。
- 3 懲罰拘禁は、4週間以内の期間に限られている。
- 4 懲罰処分は刑務所長の命令によって行われる。事実関係が調べられ、明確にされる。受刑者自身に事情聴取する。最終決定は受刑者に口頭で伝えられる。控訴することによって、刑務所長の決定に反論することができる。
- (A) 割り当てられた作業または職業の禁止が、懲罰拘禁と並行して行われることがある。その禁止の併用が命じられていない場合には、受刑者は房内で作業を行うことができる。
- (B) 房内で働くことや体操することは認められる。
- (C) 立ったり、座ったりすることは自由である。
- (D) 房内での動きに制限を加えられない。
- (E) 拘留房の大きさに関しては何ら特別の考慮はなされない。
- (F) 懲罰拘禁中の受刑者同士、あるいは他囚との接触は認められない。
- (G) 受刑者の健康が損なわれている時には、懲罰拘禁を行うことはできない。

6 数は不明。

スペイン

1988年2月8日 マドリード
法務省 監獄法規総局・監獄担当副総局

日本から送られた添付書類にてご照会のあった、スペインの監獄制度に関し、以下の通りお知らせします。

監査係長 マリアノ・セラノ・コルドン

1) 独房への収監措置は存在します。この場合、他の在監者との連絡交流は禁止され、また刑務所内の規律を著しく乱す行為への制裁として行われます。(監獄法第42、43、及び44条)

同様に、規律を乱すおそれが明白な在監者、もしくは再三にわたり規律を乱す行為を行った在監者は、他の在監者と隔離して独房に服さなければならないことがあります。(監獄法第10条)

2) これらの条項のコピーは付属資料として同封してあります。

在監者が独房に収監される場合としても一つ挙げられるのは、監獄法第10条に先に規定されている通り、同条に示された要件が満たされた場合に限られています。

監獄法第10条第3項に基づき、限られた期間在監者との連絡交流を断つことができますが、最低1時間独房外を単独で散歩することは認められており、また他の在監者との接触を必要としない、所内でのこれ以外の行動について制限を受けることはありません。

3) 監獄規定第111条a項によれば、独房収監期間は最長14日間とするのが普通です。

監獄規定第115条では、最長期間を42日間としています。

4) 独房収監の制裁を課すのは刑務所内の生活を統轄する刑務所管理評議会であり、その手続きは在監者の申し立てを保障した監獄規定第129条から132条までの条項に基づき行われます。即ちに在監者は自己弁護が可能と思われる点を口頭であれ書面であれ陳述することができ、証拠を提出し、弁護士の助言を得ることができます。これら訴訟行為に要する期間の確保は認められており、訴訟手続きがとられた場合には、監獄法第44条第3項及び監獄規定124条で想定された規定を除き、制裁措置は執行されません。

上記訴訟は、看守判事によって決裁され、判事は制裁措置を無効とすることもできます。また監獄規定第275条第4項によれば、看守判事の関与がなかったものと考えられ、制裁措置が正しく適用されていなかった場合には、監獄法規総局が同措置の無効を言い渡すことができます。

5)

A) 刑務所内に刑務作業所があります。

B) 房内では点呼時に正姿勢、つまり規律姿勢のみをとることが求められます。また休憩時間以外にベッドに横になることはできません。これらの制限以外は、時間、空間の使用は本人の自由意志に任されています。

C) 自由に普通の労働に従事する他のいかなる人間と同じく、刑務作業においてご質問のような制限が加えられることはありません。

D) 制限はありません。

E) この種の制裁措置に使われる房は、他の在監者が使用している房と同一です。制限として加えられるのは、同封コピーにある監獄規定第112条に示されたものだけです。

F) 房内には独居し、散歩は単独で行われなければなりません。

G) 前記監獄規定第112条により、この制裁措置が実施される際には前もって医務報告が必要とされ、また制裁期間中は毎日医師の検診を受けることになっています。

6) 1987年中には、27,500人の在監者のうち3,000人が独房に収監されていますが、いずれにしてもこれはおよそその数です。

オーストラリア1 [キャンベラ]

オーストラリア連邦の法務省に送付されました貴研究概要と87年12月付アンケート調査が法務長官より転送されてまいりました。ビクトリア州の刑務所(監獄)設立・管理・保安および受刑者の福利は、当矯正所の責任下にありますので、ご質問に回答致します。

1. ビクトリア州では監獄規則を違反した囚人は一定の期間の "Loss of Privileges" (特権の喪失) という刑が課せられる。

最長30日間で、この受刑者は1日2時間房外で過ごすことができ、同刑に処されている他囚と接触ができる。

その他の囚人からは隔離される。

2. "Loss of Privileges" (特権の喪失) の受刑者の隔離は「Corrections Act 1986」(矯正法 1986)、「Director-Gerevals Rule」(刑務所長法)に定められる。

3. "Loss of Privileges" (特権の喪失) に服する受刑者の隔離は最長30日間とされ、更新はできない。

4. "Loss of Privileges" (特権の喪失) の刑は審理で決定される。手続きは「Corrections

Act」(矯正法)53条のとおり。受刑者の控訴権は54条に定められる。

5. (a) "Loss of Privileges" (特権の喪失) に服する者は労働の必要はない。
- (b) 房内ではどんな運動も許可される。命令された所に継続して座ることは要求されない。毎日2時間房外での運動ができる。
- (c) (a) と同じ。作業には参加しない。
- (d) 制限なし。
- (e) "Loss of Privileges" (特権の喪失) に服する受刑者は一般の房に入ることも、その特別な房に入ることもある。
"Loss of Privileges" (特権の喪失) 処分の管理体制は次のとおり。
 - ・同刑に服する受刑者以外からは隔離される。
 - ・房外へ1日2時間出られる。ただし、Director-Generals (刑務所長) はこの時間を短縮する権限をもつ。
 - ・入浴・トイレ用品の購入はされる。
 - ・1週間に1人、30分間の面会可。ただし、接触のできない、設備の小さな個室での面会で、監視される。
 - ・テレビなし。(使えない)
 - ・電話なし。
 - ・房内でのラジオ可。
 - ・図書館利用可能。所長に許可された教育書、一般図書類。
 - ・プログラムスタッフ(ソーシャルワーカー、教員、レクリエーション担当員、医者)との接触は許可される。
 - ・受刑者は報酬として、最低限の手当と恩赦を受ける資格がある。
 - ・進行中及び未決の訴訟に関して、代理人と接触できる。
- (f) 同刑に服する受刑者以外の受刑者との接触はできない。
- (g) "Loss of Privileges" (特権の喪失) に服する受刑者は医療手当を受けることができる。様態により長期治療を必要とするなら、処分は一時的に延期され、医療施設へ送られたりする。

6. 全受刑者から "Loss of Privileges" 処分者数を出すことは、困難であるが、下記に1987年1-9月のこの刑に服した受刑者数お各月の平均受刑者をリストしておきます。

月	月平均受刑者数	"Loss of Privileges" 受刑者数
1月	1914	18
2月	1923	21
3月	1957	18
4月	1957	13
5月	1977	25
6月	1970	13
7月	1982	32
8月	1980	19
9月	2034	33

オーストラリア2 [クイズランド]

(1) クイズランドでは各刑務所(監獄)に拘禁房があり、そこでは訓練に違反した者(Prison Act 監獄法32、33条)、健康上問題のある者、受刑者や他囚の安全や秩序を乱すような者が監禁される。(Regulation 367 of Prisons Act (監獄法施行規則367条)) 32、33条の下拘禁は24時間より7日間。しかしながら施行規則367条により、その期間は不定とされ得る。

拘禁中他者との接触は断たれる。

(2) 条件は、法と規則が書かれた「受刑者心得」の Sec. 3 (第3章) - "Conduct of Prisoners" (受刑者の指導) に従う。

(3) 32及び33条の下に独居拘禁処分は原則として最長7日間とする。その後、継続される場合も解放される場合もある。前述のように施行規則367条により独居拘禁は不定期間可能であり、特別な制限はない。

(4) Sec.32 of Prisons Act (監獄法32条の下に受刑者が問責されるとき、その不法行為が軽いものであれば審理で(法廷でなく) Superintendent (刑務所長)又は、Visiting Justice (訪問判事)により決定される。

そこでは、受刑者は意見の表示はできないが、証人に反対尋問はできる。

33条に定義される重大な不法行為であれば、公開裁判で決定する。このとき受刑者は意見を述べることができ、控訴に持ち込むこともできる。

Regulation 367 (施行規則367条)の下に拘禁されるとき、受刑者が自分自身の拘禁を申し出たときのみ弁護をすることができる。

- (5) a. 独居拘禁受刑者に労働は要求されない。
b. 房内での行動は自由で、1日1時間の運動が許される。
c. 労働は課されない。
d. 行動は規制されない。
e. 房の広さはそれほど違いないが、違反(不法)行為の軽重によって恩赦や喫煙ができなかったり、レクリエーション活動への参加も許されないことがある。
f. 独居拘禁処分を受けた者間の接触は許可されない。
g. 必要に応じて独居拘禁者の診断・治療はされる。7日間の独居拘禁処分では5日めに医師の診断を受け、それによって、受刑継続が否か決められる。

(6) 正確な数字を出すのは困難ですが、現在のところ全受刑者のうち、およそ2%が拘禁処分受刑者で、平均値をやや上回るようすです。

西ドイツ

自由刑と矯正および保安の自由剥奪処分との執行に関する法律——刑執行法 (St Vollz G) 付帯 刑執行法に対する連邦統一施行規定および刑執行のための服務および保安—規定 (1987・4・1 現在)

§88 特別な保安措置

(1) 囚人の行動からみて、または彼の精神状態に基づいて、逃亡のおそれまたは人間ないし事物の暴行のおそれ、また自殺ないし自傷のおそれがきわめて高いときは、その囚人に特別な保安措置を講じることができる。

(2) 特別な保安措置として認められるもの

- 1 物(複数)を撤去、または交付
- 2 夜間監視
- 3 他の囚人たちからの隔離
- 4 屋外滞在のとり消しまたは制限
- 5 危険物なき特別保安房への収容
- 6 禁縛 (die fesselung (put in irons) 手(足)かせをはめる。

(3) 前項(2)の1、3～5は、逃走のおそれまたは施設秩序のはなはだしい擾乱がほかのやり方では避けられない、またはとり除き得ないときにも、認められる。

(4) 連行または輸送の際は、前項(1)に挙げた根拠以外の根拠からみて逃亡のおそれが高いときにも、施設が認められる。

(5) 特別な保安措置は、その目的が必要とする限りでのみ、堅持されるものとする。

§88に対する施行規定

(1) 危険を避け得ないときは、数個の特別な保安措置を順次に論じることができる。

(2) 特別な保安措置を堅持すべきかどうか、またはどの程度までかは、適当な間隔において審査されねばならない。

(3) 特別な保安房への収容と禁縛とは、それらが3日を越えて堅持されるときは、監督官庁に遅滞なく報告されねばならない。

§89 独居拘禁

(1) 囚人の連続隔離(独居拘禁)は、それがその囚人自身のなかにひそむ諸原因から不可欠なときにだけ、認められる。

(2) 1年に総計3カ月を超える独居拘禁は、監督官庁の同意を要する。この期限は、その囚人が礼拝または自由時間に参加することによって中断されることはない。

§89に対する施行規定

§89の(2)の場合には、監督官庁は期限終了前に決定がなされるように適時に報告されねばならない。

§91 特別な保安措置の指定

(1) 特別な保安措置は、施設長がこれを指定する。緊急やむをえないときは、その施設の他の職員でも、これらの措置を一時的に指定できる。そのあと遅滞なく、施設長の決定がなされなければならない。

(2) 囚人が医療手当をほどこされ、または診察される、もしくは彼の精神状態が措置の原因であるとか、これらの場合は前もって医師が診断しなければならない。緊急のため、それらが不可能なときは、そのあと遅滞なく医師の所見がなされなければならない。

§92 医療的監視

(1) 囚人が特別保安房に収容または緊縛〔施錠〕されるとき (§88の第2項の5と6) は、施設医師は直ちにそしてその後はひきつづき、毎日彼を往診する。連行または移送中緊縛〔施錠〕している場合は、この限りでない。

(2) 囚人が毎日の戸外滞在をさしとめられているあいだは、医師が定期的に彼を聴診しなければならない。

インド

インド大使館 東京

1988年7月15日

問1 いいえ、ありません。独居拘禁は、司法裁判所によってインド刑法第73条に基づいてのみ課すことができます。そのような独居拘禁の限度は同法74条に定められています。これら2つの条文の内容は以下のとおりです。

〔第73条 独居拘禁〕

この法律によって禁固刑に処することができる罪について有罪を宣告する場合に、裁判所はその判決において、次の基準により3か月を超えない範囲で、刑期の一部または数部分を独居拘禁とすることができる。

刑期が6か月以下の場合、1か月を超えない期間

刑期が6か月を超え1年以下の場合、2か月を超えない期間

刑期が1年を超える場合は、3か月を超えない期間

〔第74条 独居拘禁の限度〕

独居拘禁の判決を執行するに当たっては、如何なる場合にも1回に14日間を超えてはならず、独居拘禁の各継続期間を上回る間隔を置かなければならない。

刑期が3か月を超える場合には、独居拘禁は毎月7日間を超えてはならず、独居拘禁の各継続期間を上回る間隔を置かなければならない。

近年の例では、デリー刑務所に在監する者で司法裁判所からそのような処罰を言い渡された者はいません。

問2 独居拘禁の運用基準はパンジャブ州刑務所規範第14章に列举されています。それらは以下のとおりです。

第512段

(1) a 囚人が独居房に入れられたときには、入房と同時に房番号が履歴カードに記載されなければならない。

b 執行令状によって今まで実際に受けた独居拘禁の合計は、当該囚人が独居拘禁から解除されるつど、別々に履歴カードに記載しなければならない。

c 囚人の釈放時には、執行令状に従って実際に受けた独居拘禁期間の合計を囚人在監記録簿 No. 2に記載しなければならない。

(2) 当該囚人が独居拘禁に適合することを医務官が履歴カードで保証しない限り、囚人を独居拘禁に付すことはできない。

(3) 独居拘禁の判決を受けた囚人たちは、通例4つの集団に分けられ、それぞれの集団が1

回につき1週間ずつ独居房に置かれる。これは、独居房をフル活用しながら同時に刑法第73条、74条の要件を満たすためである。

(4) 独居拘禁の順番に当たる期間に当該囚人の体調がこれに適合しない場合は、刑法第74条の要件を満たせば、その3日後に実施する。

(5) 独居拘禁の判決の執行は、上訴が申し立てられていることを理由には延期されない。

(6) 独居拘禁を受けている各囚人は、毎月、医務官または医務助手の訪問を受ける。

(7) 独居拘禁を受けている囚人は、そのような拘禁の継続が精神または身体に害を及ぼすと医務官が判断し指示した場合には、直ちに独居拘禁を解除される。医務官はその指示を日誌に記録しなければならない。

(8) 囚人が独居拘禁に恒久的に適合しないと医務官によって宣言された場合には、この事実は判決を課した裁判所に報告される。

この宣言は履歴カードと執行令状に記録されなければならない。

問3 質問1および2に対する回答をご覧ください。

問4 囚人は裁判所の前で自己弁護できます。

問5 通常、独居拘禁中は労働を課せられません。

房内で体を動かすことは許されています。

懲罰を受けている囚人は、他の囚人とは接触できません。

(第29条 独居拘禁) 囚人が監獄官吏といつでも連絡できるような手段を設備していない房は、独居拘禁のために使用してならない。また、懲罰としてであろうとそれ以外であろうと、24時間を超えて独居房に拘禁されている囚人には、医務官または医務助手が少なくとも1日1回は訪問しなければならない。

シンガポール

監獄法と刑務規則から引用して、受刑者処遇についてお答えします。

刑務局長 テーツアバ
シンガポール共和国政府

問1 はい。

問2 正当な取り調べの後、罪(監獄内のきまりに触れる罪)の軽重にかかわらず有罪であると判定された受刑者はみな独居拘禁をもって罰せられる。

問3 刑務所長は、罪の軽重にかかわらず有罪であると判定された受刑者に対して7日を超えない範囲で独居拘禁処分を課することができる。

判事もしくは巡回判事は、罪の軽重にかかわらず有罪であると判定された受刑者に対し、30日を超えない範囲で独居拘禁処分を課することができる。

どんな受刑者に対しても独居拘禁は、1年のうちに合計90日を超えてはならない。そして引き続き2つの刑の執行にあたっては長い方の刑よりも短くない期間、間を置かなければならない。

問4 受刑者は、自分に対する罪状とその証拠を聞く機会、そして弁護する機会とが与えられるまで罰せられない。

問5 a 懲罰を受ける受刑者は、自分の房の清潔を保つということ以外には、どんな囚人労働も割り当てられない。

b 拘禁房の中では、背伸びをすることも含み運動が許されている。屋外での運動は医務員が健康のため絶対に必要であると証明したときのみ許される。

c あてはまらない。

d あてはまらない。

e 懲罰房と普通房は同じ大きさである。懲罰を受けている受刑者は医務員によって絶対に必要であると証明された時、衣服や寝具といったものを持ち込むことができる。

f できない。

g 3日毎に健康診断はあるが、しかしまた必要とあらばいつでも医療上の配慮がなされるだろう。

問6 通常は1%に満たない。

(以上、海外アンケート回答から抜粋)

VIP Prisoner

Takaya Shiomi sits cross-legged in his 3-mat solitary confinement cell pretty well all day, every day.

He suffers severe lower back and leg pains for he has been sitting this way each day, unable to lean against his cell wall, since his transfer to Fuchu Prison from the Tokyo Detention House November 7, 1983. If negotiations and legal action fail to secure him better treatment he will remain sitting in pain until December 28, 1989.

Five and a half days a week Shiomi, still in the Japanese agura position, makes paper sacks for around ¥1,600 a month with 5 minutes off morning and afternoon and 30 minutes at lunchtime. He may lie down at 6 p.m.

He may go to the toilet only during his breaks and if he cannot hold on must beg permission from the prison guard.

Exercise in his cell is

By Bronwen Jones

banned, and on fine weekdays he may exercise outside 15 minutes, though conversation is forbidden. Sundays, holidays and rainy days are spent sitting cross-legged in his tiny cell.

Shiomi, League of Communists Red Army Faction chairman, is a Class 4 just one letter a month (censored, pages limited) and receive just two visits a month. Of Fuchu's 2,400 or so prisoners 200 are forced loners, though about 40 of these include the mentally or physically sick. Privileges increase through Class 3 to 1, and individual classifications are made by the superintendent.

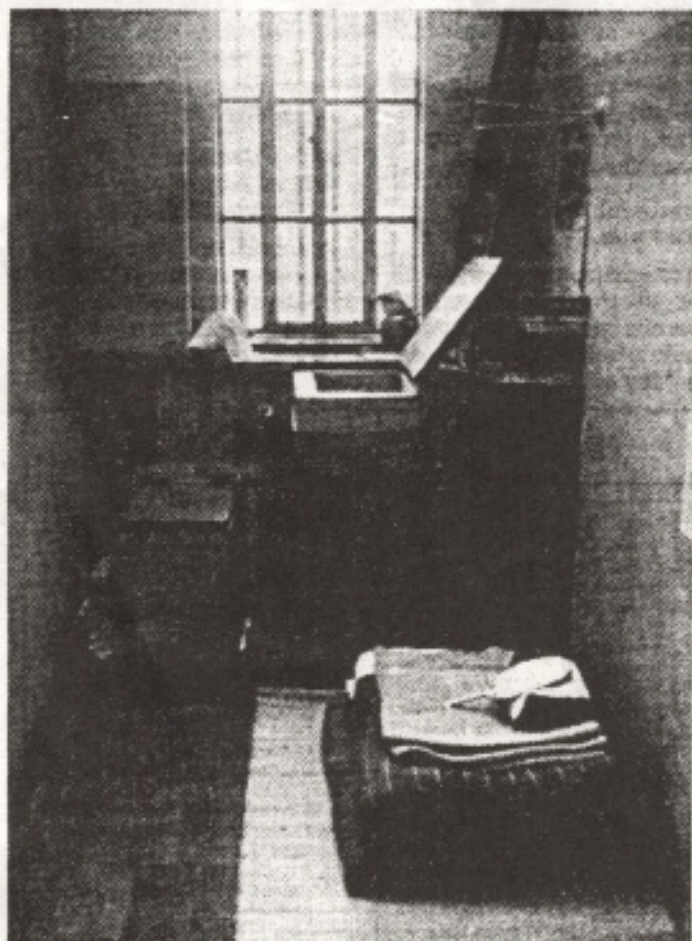
Shiomi is not being

"Shiomi, League of Communists Red Army Faction chairman, is a Class 4 prisoner—he is in solitary confinement . . ."

punished—though there is fear he will disrupt prison order, he has broken no rules, say his lawyers Yuichi Kaido and Kyoko Otani.

His charges were preparation for murder, premeditated assembly with deadly weapons and conspiring to hijack a plane. His faction was raided while making bombs, and the last charge stuck because though he had been in jail 16 days when the hijacking occurred, he was known as faction leader.

Shiomi denies the charges but will not apostasize. Although prison authorities will not admit it outright, a



A FUCHU PRISON solitary confinement cell—no room to swing a cat.

Sits In Pain

retraction of his antiestablishment ideology will bring better conditions, his lawyers say.

The Tokyo Detention House officer in charge said he would be permitted to work in the Fuchu Prison factory if he changed his thinking, but Shiomi answered he would keep prison rules but would also keep his "thought consciousness."

Japan has a history of demanding apostasy, and in prewar years a pledge of ideological retraction from political prisoners earned better treatment and influenced court decisions. Even today, prison authorities sometimes demand a written pledge for parole, Kaido and Otani say.

The Constitution of Japan bans apostasy demands, but the legal system is based on Japanese tradition while the constitution was written by Americans, and it is the former that wins each time, they pointed out.

Fuchu Prison Superintendent Masayuki Hirooka gave them the following reasons for Shiomi's solitary confinement: he is a VIP political prisoner likely to disrupt prison order, he is not cooperative, and cannot adapt to life with others because of his long imprisonment alone, this last an admission of the debilitating effect of prison life, especially alone.

A new superintendent is due to take over and Kaido will meet him April 18 for clarifications. If no ground is made he says he will begin action to sue the prison head because he believes Shiomi's prolonged solitary confine-

ment is unlawful.

Shiomi has been fighting for his rights since his days in the Tokyo Detention House where visits from son Gen, now 16, were banned. Children 13 years and under cannot visit prisoners, but he won two visits a year. Now Gen can visit once a month in Fuchu, and Shiomi's wife Kazuko may also visit just once a month.

Kaido sent letters to various countries asking about child prison visits, and all 11 that answered said they were not prohibited.

Shiomi may not even keep family photos in his cell—they are produced by prison officers for him to see once every three months.

Kazuko Shiomi, a primary school teacher, says although a husband and wife relationship is very private, everything they say is noted down in their 30-minute meetings.

Likewise, there are no

years ago, and as Second Tokyo Bar Association prison law revision committee members he and Otani were demanding reforms to protect human rights.

Last year, British, French, Swedish, Danish, Dutch and West German prisons were visited and showed those in Japan to be comparatively backward, he said.

Long-term prisoners were given extra freedoms to help prevent them losing touch with society, but in Japan, the type of rehabilitation prisons demanded was merely surrender to authoritarian pressure.

"Shiomi may not keep family photos in his cell—they are produced by prison officers for him to see once every three months."

secrets between Shiomi and his lawyers. Kaido says the note-taking ensures the prison authorities know their litigation strategy well in advance and puts great pressure on the prisoner when discussing facts to establish a plan of action.

The laws did not guarantee privileged communication but they were passed over 70

これは何故かかる規定が独居についてのみおかれているのかについての立法事実を殊更に無視した論である。更には、ではなぜ「書アル時」には対面として雑居ということにされるのかについて説明がつかないであろう。

これに関しては、法制審の要綱案も、その12(3)に於いて隔離収容の弊害を軽減すべく「その心情の安定を図るために特別の配慮をしなければならぬこと」と定めていた。(もともと新法案では無視されてしまっている)

この様に見れば「監獄法一五条が独居を原則としているから」との法務省見解はいかにも型式主義で到底、人を納得せしめえないものである。現行実務に於いて独居が例外であることは、冒頭の計からも明らかであるし、又現代の行刑思潮からしても到底通らない論理である。更には矯正局自身「昼間雑居夜間独居の方が経過としてベターである」と言明するところである。又、刑事施設法案三九条は「隔離」を規定するが、これに對しては同一四〇条により不服審査の申立ての対象とされている。この点につき矯正局は、「(行政訴訟への願望から)」、処分性、に

つては否認しながらも、「とにかく処分とまるっきり切り離した思想からできあがっているものです。すなわち、そういうことを前提にすれば「隔離」というのは不利益処分ということになりますね。」とも発言した。

結局これらを総合すれば「不利益処分ではない」との論理は完全に破綻しているといえるのではないか。

(三) その他法務局側としては、「他の収容者からの本人の保護」といったことを挙げているのであるが、だとすれば、例えば逃亡防止などの理由による場合は、当然経過内容が異なるとはすべきであろう。(運動制限の根拠は「保安事故」) 関連行為との類似性とされている。しかし法務省側発言にはこの不合理性への認識は無いものの如くであった。これは独居拘禁の非人間性に対する安易な考え方の現われと言えるが、或いは更にむしろその「苦痛」性を積極的に評価した上で、被収容者に対する管理の一手段として制度的に活用しているという面の現われとも評することができるとはならないかと考えた次第である。

三、総括

以上が概要である。双方の懸隔は決して少くはないが、それでも一定の意義を認めうる発言もあった。「常識内の程度であればあえて特めるべきではない。」「一定時間タイプで音楽でも流して、房内で一斉に体操する、という形も考えた。」等がそれである。その実現性に関しては勿論樂觀は出来ないが、こうした発言については早速に評価すると共に早期実現を要望するものである。

〈刑事施設法との関係〉

これは非常に関心の持たれるところであるが、要するに

(問) 現在やっているのと、新法での隔離というのではどちらがうのですか。

(答) 同じですよ。

という次第である。又そもそも基本的考え方としても、現行の昼夜独居は「人間的に苛酷なものである」とは考えない。「不利益処分ではない」というのであるから、新法に於いて何らかの改善が成されるという必然性は、全く存しないことが明らかである。(尚、前述の如く要綱案12(3)は新法では全く無視されている) 法務省はことある毎に刑事施設法が現

行監獄法の改善であり、改善である。」との説明を多くのところで行っているが、(準備会に於いても、「新法には皆さんの御言することは盛り込まれており中途で流産して残念だ」と繰り返していた。)、それは偽りであり、結局、通達行政のものと積み重ねられてきた。

或いは近時先づ的に行われてきている。運用実務に法律的装いを与えるだけだ、という事態の一面面にすぎないことを、矯正局自ら発言したのである。

(死刑確定者の外部交通をめぐる先の協議でも全く同様であった。)

監獄内部の実情が未だ十分に明らかでないこともあってこの厳正独居を巡る問題の前途も決して平坦ではない。

しかし先述した近時鳥取地裁判決や、府中刑務所において約二年間に亘って厳正独居経過を受けて来た堀見孝也氏について関係者の努力により工場出役を当局に認めさせたいという新たな動きもある。我々はこうした動向にも踏まえつつ、更にこの問題について努力を重ねてゆく必要があると考えます。



を迫ると「統計はとっていない」「具体的には言えない」ということであつた。こうした発言が現実を隠蔽した上でたゞまが語られているのか、或いは中央の官僚が現場の実態を把握していないことによるのかは不明であるが……いくつかを拾つてみる。

(1) 運動時間について。(2) 「一日運動時間としては三〇分。房との往還所要時間をさし引いても平均二五分位はあるのではないか。」という。しかし経験者によればせいぜい二〇分、ひどい場合には半分位になつてしまつてゐる。回数も雨の多い季節には週一〜二回になつてしまつてゐる。矯正局として、運動の回数・時間等について調査統計はとっていないとのことであつた。

(2) 休憩及びその便所などについて(2) 「休憩は食食時間帯に四〇分位。休憩は、午前午後各一五分位」という。

しかし、府中刑務所での実際は、休憩は食事をとり食器を洗つて出すまでの二〇分しかない。又、休憩も、運動のある日は午前午後のいずれか一方がない。かつ、「休憩・休憩」といっても、房内での自由な移動・憩息の姿勢、手組・

首等の屈伸など「いわゆる運動にわたるような行為は許されてはおらず、指定場所に座つてゐるよう指示されていることは矯正局自身認めることである。要するに(2)「作業はない。」というにすぎないのである。(日曜・祭日等も全く同様である。)又余暇時間に於いても、トイレの蓋兼用の背もたれもない椅子に腰かけられるというのみで、「運動にわたる行為」についてはやはり許されていない。壁へのもたれかかり、立ち上がり等いづれも懲罰の理由とされている。

(3) 房内運動及びその禁座について(3) 「運動にわたる行為は許していないが、のび・程度は可能」という。

しかし実情は、のび成いは首を曲げる等程度のことも禁止されている現実が存する。

かつ矯正局は、「その程度のことでは、懲罰にはしていないはず。」というが、実際には全て「指示違反」を理由に懲罰の理由とされている現実がある。(その違反自体が理由であり、これにまつわる相違点という事ではない)尚、右について、矯正局は「強要・禁止でなく要望であらう。た

だ、声はかけるであらうし、それは必ずしも優しい調子ではないであらう。」声をかけるのは過去の事例よりして施設安全が保たれなかったのと類似の行為と見られるか、乃至は病気ではないか心配するからであらう。」とする。

しかし「優しくない調子」とは、当会監獄法等対策特別委員会の委員が府中刑務所の見学時に工場で目撃した様な有様を言わさぬ罵声による叱責なのであり、かつ矯正独居にあつては指示違反として懲罰手続の開始なのである。(法務省側は更に、「わき見」などが反復され、怠業、とみなされれば懲罰になるであらうとするが、実は一回の行為でただちに問責されているのであり、「腰まげ動作に対する注意に際し「腰縮」を訴えたところ「ここをどこだと思つてゐるのか」との堅声と共に房外にひきづり出され連行されたとの報告もある。「病気がと云々」白々しい限りという他ない)

(3) そもそも法務省が先の鳥取地裁判決にもかかわらず厳正独居を単なる一風過形懲罰としか位置づけず、一個の不利な処分とは考えていないことには大きな問題がある。厳格な独居拘禁が人間の心身に

悪影響を及ぼすことについては国際的にも指摘されていることである。(例えば、一九八三年ヨーロッパ理事会「危険な囚人」)しかるに、矯正当局者は「(独居拘禁の心身への影響についての調査は)あるかもしれないが、承知していない」と言明し「(前禁閉・精神的疾患の原因となる)可能性もある場合もある。」という程度の認識しか有していないのである。こうした悪影響、先に見た現実の甚だしい行動制限の実質よりすれば、これが受刑者にとって大きな不利益であることは、明らかである。それ故現行監獄法実体法規に於いてさえも、独居拘禁についてのみについて特に規定を設け同法施行規則二六条に於いて「精神又ハ身体ニ害アリト認めルキハ」独居拘禁を禁じた他、期間を制限し(未成年については特に厳しい二六、二七条)、所長・医師の巡視及び報告を義務づける(二八、三〇条)などしているのである。

独居に關しては存しないこれら規定は独居の及ぼすべき心身への悪影響を否定できぬが故にこそ設けられたとみる他ない。法務省は「規則二六条は「害ある」場合の規定にすぎない」と説明したが、

けるが如き苛酷な行動制限は課していない。むしろ逆に、囚房を広くしたり、持込み私物の量を増やしたり、或いは一定の交通を保障するなどして、出来るだけ被拘禁感を軽減し、受刑者の社会適応上の障害を最低限にとどめるよう努力しているのが実情である。日本に於いて現在行われている厳正独居処遇は、こうした行政上の国際的動向にも逆行するところの異常かつ非人間的なものである。

(3) しかもこの処遇については、一定の保障機能を課すべき実体・手続法規が全く存せず全て刑務所長の裁量に委ねられていることも与って、その運用は極めて恣意的・一方的であり、当該受刑者に対する不当な政策的予断・偏見ないしは過剰な治安保安意識に基づくところの殊更な抑圧、乃至は刑務所に気に入らぬ受刑者の言動に対する一種の報復・威嚇手段と表裏するをえない場合も少なくない。(例えは、旭川刑務所はI氏にたいして厳正独居に付しつつ「自己改訂計画書」提出を迫り、「自分から自主的に反省すること、事件の正当化の考え、対監獄闘争などの考えが改められない限り一般処遇はしない」と言明している。或いは、新潟刑務所での所謂「ポックリ病死・多発問題」について、外部に当然の調査依頼をせんとしたK氏が、当該手紙を理由として

突如降級の上厳正独居に変更された。なおこの問題は、本年四月一日及び六月二〇日の参議院法務委員会において中山千夏議員によりとりあげられた。)

四 それ故当然にも、この処遇に対しては刑務所内外から抗議批判が為されている。そして遂には近時次のとおり明言し厳正独居処分を違法とする判決が下されるに至ったのである。

「……(厳正独居処分は)人間本来のあり方とはほど遠い閉鎖的で不自然な生活を強制し、これが長期にわたるときは受刑者に苦痛を与えたとともに、ひいてはその社会適応上弊害を生ずる苛酷な処遇となることがある。……」(鳥取地裁一九八五年三月五日判決)

(四) にもかかわらず法務省は、これに控訴反論し、現場に於いても改善の姿勢は全く見せていない。

二、協議の経過

1、(法務省矯正局の見解)

(一) 尚、あらかじめ社会党政策審議会他が法務省に対し行った質問事項について同省矯正局保安課は、要旨左のとおり回答を行った(抜粋)

(1) 昼夜間独居拘禁者に対する一定の行動制限は、施設の規律及び秩序維持

並びに当該受刑者の保護等を目的とする合理的理由に基づく措置であり、他の処遇とのこの程度差は、これをもし不利益というなら、拘禁というより大きな不利益に吸収され当然受忍すべき性質のものである。要するに不利益な処分ではない。

(2) 「監獄法施行規則」所定のいずれの理由に該当する独居拘禁なのかについて本人に説明ないし告知すべき」かについては法上その義務はない。説明が不都合な場合もある。事由については本人が知っているはず。

(3) 現在昼夜間独居拘禁されている者は府中刑務所 一六七(一九四四人中) 秋田刑務所 三九 山口刑務所 六

(他については、回答現在未確認)

(4) 「白線テープ」による指示区画(約五〇×六〇×四方)内での正座又は安座」を要求する趣旨は、数少ない職員が迅速に多数の被収容者の状況を点検確認しやすくするためである。

(5) 房内作業は、資材・清潔等の考慮から大体が設備内である。作業ノルマはある。

(6) 体を動かしたりすることは奨励しない、注意はすると思う。しかしそれを以て懲罰ということはないと思う。等々。(なお、個別の処遇ケースについての回答は一切避けられ

た。)

2、当日明らかにされた見解

協議会当日、出席した矯正局係官は右と重複するものの他、要旨以下の如き見解も述べた。

(一) 昼夜間独居拘禁は、監獄法一五条、同施行規則二一条に基づく内容は同規則二三条に所定。他に通達などはない。各刑務所での処遇内容は概ね統一。

(二) 本文で、厳正独居の処遇内容として略記した内容のうち、

(1) ①、②については、これを認めた。

(2) ④については、具体的時間については把握していない

(3) ③については、前項(四)のごとき発言を反復した。

(4) 要するに「他との交通を遮断する」との趣旨を受けて行動の制限をしている。

3、協議に於ける議題(特に問題になった点)

右のような当局の見解に対しては、批判が繰出された。内容は多岐に亘るが主なものを摘記すれば左のとおりである。

(一) 矯正局の見解は、処遇現場での現実を全く踏まえていない。矯正局の発言では、「……のはず」「……と思う」との表現が目立ち、事実の確認

「厳正独居」処遇をめぐる

(11・9 “土曜協議会” 報告)

大口昭彦

「二弁対策会議通信」
第3号(1986・1・26)より

この間社会党政策審議会の尽力で、三十数回に亘り「市民と政府の土曜協議会」が開催されてきた。これは土曜日の午前中二時間程度関係政府官庁の一定官僚の出席を得た上で、一定のテーマについて不特定の市民と自由に意見交換するというもので、これまで例えば「山谷地区に於ける福祉政策について」の厚生省との対話などが行われた。拘禁関係についても、先般「死刑確定者の処遇」をテーマに(近時極めて顕著になって来たところの確定者の外部交通の制限措置に關して)

開催されたが、今回「厳正独居」をテーマに、先と同く法務省矯正局等の官僚の出席を得て、十一月九日衆議院第一議員会館に於いて行われた。協議のテーマ内容が監獄法改正「正」の動向とも関連するのでここに若干の報告を行います。(尚当日の出席は、下獄体験者、救援連絡センター等救援関係者、社会党より小沢克介議員、当会よりは大谷恭子・海渡雄一・筆者、法務省側からは、山下矯正局保安課長補佐、岡田矯正局法務専門官他二名であった。

一、(厳正独居)

1、当局はこれを「昼夜同独居」(固定独居)等と呼称している様であるが、標記の如く通称されている。これは監獄

法一五条・同法施行規則二三条以下の適用として行われている処遇の形態なのであるが、各刑務所での体験者の報告を総合して概ねおおよそその内容を記すと、左のとおりである。

① 工場には出役させず、独居房中で安座(もしくは正座)姿勢を維持させつ

められない。

② 昼夜とも他の受刑者とは厳格に隔離し交流・会話は一切許さない。所内でのレクリエーション行事にも参加させない。

③ 運動は扇形フェンスに囲まれた運動場で、必ず一人ずつ、入浴日(週一回)祭日・雨天等以外の日のみに実施。一日の運動時間は房外にいる時間が三〇分(正味運動時間は約半分)

④ 右処遇に附するに於いての内容・要件手続などに関しては何ら具体的規定がないとされている。

2、(問題点)

(一) かかる処遇の問題性は明らかである。これは、極度の運動制限、禁止及び人間的交流の禁絶により、被処遇者の心身に對し深刻な悪影響を及ぼす恐れが大であらう。又他の処遇に比しても、処遇内容を殊更に、無内容化・苦役化し、ひいては被処遇者の人格から社会性を失くたつ・破壊していくものである。「社会化」「教育刑」等現代刑事政策に於ける基本的思潮、動向、及び監獄法改正要綱案等に誤れた法改正についての政府自身のたてまえにすら背馳しているといわねばならない。

(二) ヨーロッパ諸国の行刑制度にあっては、一定の厳格な要件の下に一定の隔離収容を認めている例が無い訳ではないが、右に略述したところの日本に於

編集・発行

甲藤巖正独居訴訟弁護団

東京共同法律事務所

東京都新宿区四谷 3-4

平和ビル 7F

☎03-341-3133

発行日 1990年10月1日

¥500
